

えべつのも環境 2012

平成 24 年度

北海道江別市

目 次

第 1 章 江別市のあらまし	
第 1 節 江別市の概要	1
第 2 章 環境行政のあらまし	
第 1 節 江別市環境基本条例	3
第 2 節 江別市公害防止条例	4
第 3 節 江別市緑化推進条例	4
第 4 節 組 織	5
第 5 節 環境調査の概要	6
第 6 節 公害防止協定	7
第 7 節 公害苦情	7
第 8 節 環境教育	8
第 3 章 生活環境保全	
第 1 節 大気環境	1 0
第 2 節 河川水質環境	1 2
第 3 節 騒音・振動	1 4
第 4 節 悪臭環境	1 5
第 5 節 その他の環境問題	1 6
第 4 章 自然環境保全	
第 1 節 自然環境の現況	1 9
第 2 節 自然環境保全の課題	2 1
第 5 章 地球環境保全	
第 1 節 江別市環境管理計画(えべつアジェンダ 2 1)	2 2
第 2 節 江別市環境マネジメントシステム	2 7
第 3 節 江別市地球温暖化対策実行計画	2 9
環境調査関係等資料	
測定データ編	3 0
環境基準について	4 0
環境関係用語解説	4 7

この「えべつの環境 2012」は、江別市が平成 23 年度環境施策
並びに環境調査等の概要をまとめたものです。

第1章 江別市のあらまし

第1節 江別市の概要

1. 沿革

本市は、明治11年に江別村として誕生し、明治14年から数次にわたる屯田兵の入植と民間団体である北越殖民社などの入植が行われ、明治15年に鉄道が開通し、江別開拓の礎となりました。

先人たちの偉大な努力と開拓精神により、大正5年に町制施行（人口16,732人）、昭和29年に市制施行（人口34,359人）、平成3年に人口10万人を超え、恵まれた自然、社会条件、交通機関等の発達によって道央圏の中核都市として成長してきました。

平成16年4月からは、21世紀初頭の江別のまちづくりの指針となる「第5次江別市総合計画」を進めています。総合計画では「人が輝く共生のまち～原始林と石狩川にいだかれたふれあいのまち～」を将来都市像として7つの政策を掲げ、まちづくりを進めています。

- (1) 環境と調和する都市の構築
- (2) 明日につながる産業の振興
- (3) 安心を感じる保健・医療・福祉の充実
- (4) 安全で快適な都市生活の充実
- (5) 豊かさと創造性を育む生涯学習環境の充実
- (6) 市民協働によるまちづくり
- (7) 計画実現にむけて

2. 位置・面積

①経緯度：東経141度26分52秒（角山地区）～141度40分20秒（豊幌地区）、北緯43度52秒（西野幌地区）～43度10分13秒（美原地区）。

②市域面積：東西約17.3km、南北約18.1km、面積187.57km²。周囲は、東は岩見沢市、西は札幌市、南は北広島市・南幌町、北は当別町・新篠津村に接しています。

3. 地勢・地質

本市は、石狩平野の中央部に位置し、標高は南端部西野幌地区（立命館慶祥高校周辺）の93mを最高に、最低は北東部（豊幌地区の石狩川沿いお茶の水排水機場周辺）の低地帯で2.5mと、全般的に平坦な地勢を形成しています。また、市の北東部から北西部へと石狩川が貫流し、夕張川、千歳川、豊平川、篠津川などの支流河川と合流し、石狩湾を経て日本海へと注いでいます。

市域の南西部、野幌森林公園から北東側江別市街地に連なる一帯は野幌丘陵地と呼ばれ、火山灰埴土地帯の肥沃な土壌条件に恵まれ、札幌圏としての住居、経済基盤を形成するとともに、自然を満喫できる野幌森林公園が広がっています。

丘陵地の周縁部は、主に泥炭土が広がる低地帯で歳月をかけた土壌改良によって耕地化され、道央の重要な食糧生産地帯を形成しています。

地質は、第四紀洪積世に属し、大別して石狩川流域一帯の沖積土と、北広島から江別市街地までにのびる高台（野幌丘陵地）の火山灰土、さらに低地は泥炭土が広がっており、特殊な地層として火成岩による残積土と崩壊土が市街地に散在しています。

4. 気象

本市は平均気温からみると北海道でも温暖な地域に位置し、冬季はやや寒く、夏季はやや暑

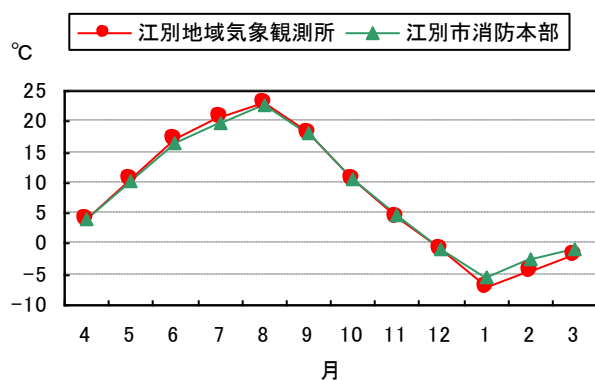
い準大陸性気候です。地勢的に太平洋から日本海に連なる地溝（低平地）にあるため、風の通り道として四季を通じて風が強くとくに4月から5月にかけての南南東の強い風が特徴的です。

▽各年1月～12月の気象

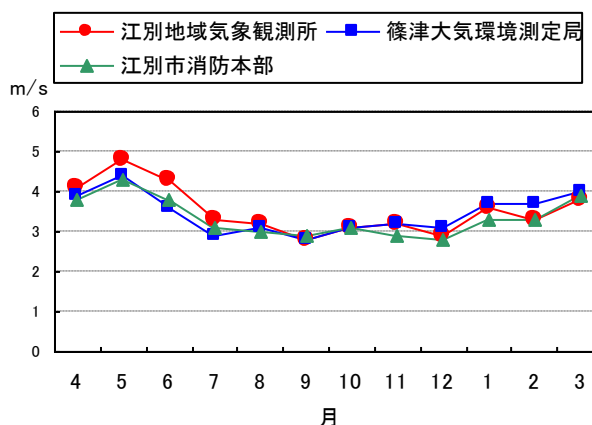
項目	平成22年 (1月～12月)	平成23年 (1月～12月)
平均気温	8.0℃	7.3℃
最高気温	31.8℃ (8/7)	32.9℃ (8/6)
最低気温	-22.7℃ (1/9)	-22.0℃ (1/12)
年間降水量	1,098.5mm	1,232.0mm
日最大降水量	43.0mm (8/24)	40.0mm (9/3)
日照時間	1,570.5時間	1,693.7時間
平均風速	3.4 (m/s)	3.3 (m/s)

※江別地域気象観測所データ、アメダス (AMeDAS)、(資料：気象庁ホームページ)

▽気温経月変化 (月平均値)



▽風速経月変化 (月平均値)



5. 人口・世帯数

▽人口・世帯数

(10月1日現在)

区分	平成10年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人口(人)	120,455	123,054	122,568	122,138	121,705
世帯数(世帯)	46,876	52,902	53,242	53,518	53,923

(資料：市民課)

第2章 環境行政のあらまし

第1節 江別市環境基本条例

1. 江別市環境基本条例（平成11年12月24日、条例第23号）

この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにすることと、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的としています。

条文は全文4章25条で構成し、第2章の「環境の保全及び創造に関する基本的施策」では、環境の保全及び創造に関する長期的な施策の基本的条項を定めた環境管理計画「アジェンダ21」の推進等について定め、第3章では、「環境の保全及び創造を推進するための施策」として環境教育の推進、環境の保全及び創造に関する情報の提供等について、また、第4章では、広範多岐にわたる環境問題に対する調査及び環境審議機関として、学識経験者、関係行政機関の職員及び環境推進員による「環境審議会」などについて規定しています。

2. 江別市環境審議会

本市では、昭和46年1月に江別市公害対策審議会を設置し、昭和40年代の大気、水質等の公害の排除と未然防止のために公害対策の基本方針をはじめ、公害防止条例、環境管理計画の策定など、市長に意見等を具申し市の公害防止等の政策づくりに大きく寄与してきました。

時代は昭和から平成に変わり、環境に関する問題は、従前の産業型公害から生活型公害へと変化などを背景に平成11年12月に江別市環境基本条例を制定しました。同条例の施行に伴い公害対策審議会は廃止し、その役割を環境審議会へと引き継ぎました。

▽江別市環境審議会委員

（平成25年2月1日現在）

職名	氏名	推せん団体・機関等
会長	水野 信太郎	北翔大学
副会長	大野 芳子	江別消費者協会
委員	岩田 宏彦	道央農業協同組合江別営農センター
〃	押谷 一	酪農学園大学
〃	蔵口 正明	江別青年会議所
〃	郷 仁	江別医師会
〃	土合 宏明	北海道電力（株）総合研究所
〃	西脇 崇晃	弁護士
〃	藤井 修	江別市自治会連絡協議会
〃	最上 裕之	江別工業団地協同組合
〃	八島 壯之	江別商工会議所
〃	菊地 泰彦	江別警察署
〃	高橋 英明	独立行政法人北海道立総合研究機構 環境・地質研究本部環境科学研究センター
〃	工藤由美子	環境推進員
〃	野村 美和	環境推進員

（任期：平成24年6月1日～平成26年5月31日）

3. 環境推進員

江別市環境基本条例に基づき、地域に根ざした環境施策を推進しようと市民の声を環境行政等に反映していくため設置しています。

推進員は市民からの公募と環境市民団体、事業所機関等からの推せんにより計 10 名を選任、委嘱しています。

▽江別市環境推進員

(平成 25 年 2 月 1 日現在)

氏 名	推せん団体・機関等	氏 名	推せん団体・機関等
大滝 博司	公 募	新戸部泰久	江別消費者協会
小玉 大夢	公 募	鴻野 徹	江別商工会議所
野村 美和	公 募	工藤由美子	江別友の会
橋本 正彦	公 募	小野寺 歩	生活クラブ生協江別支部
横山 昇	公 募	森谷久美子	日本リサイクルネットワーク ・えべつ

(任期：平成 24 年 6 月 1 日～平成 26 年 5 月 31 日)

第 2 節 江別市公害防止条例

(昭和 49 年 6 月 10 日、条例第 4 号)

この条例は、公害を防止することにより市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としています。

このために条例の中では、事業者、市及び市民の公害の防止に関する責務を明らかにし、本市の自然的、社会的条件に応じた公害防止施策に必要な事項や公害防止に関する規制等について定めています。

第 3 節 江別市緑化推進条例

(昭和 59 年 3 月 31 日、条例第 12 号)

この条例は、本市の恵まれた緑の保全と、なお一層の緑の造成に努め、豊かな自然とふれあうことのできる美しく明るい生活環境の創造を図り、空も緑も美しい郷土の建設と市民の文化的で健康的、かつ快適な生活の確保に役立つことを目的としています。

このために条例の中では、緑の基本計画、緑の保全、緑化の推進、緑化推進審議会などについて規定しています。

平成 16 年 2 月に江別市緑の基本計画を策定しました。基本計画では「緑をまもる」「緑をそだてる」「緑にふれる」「緑をひろげる」の 4 つを柱に緑化推進施策を総合的、計画的かつ効果的に進めようとするものです。

1. 江別市緑化推進審議会

緑化の推進などに関し必要と認める事項について市長に意見を具申する機関として、学識経験者などで構成される緑化推進審議会を設置しています。

▽江別市緑化推進審議会委員 (平成 25 年 2 月 1 日現在)

職名	氏名	推せん団体・機関等
会長	鮫島 惇一郎	自然環境研究室
副会長	小阪 進一	酪農学園大学
委員	川原 公郎	野幌森林愛護組合
〃	筒井 静子	酪農学園大学
〃	廣野 郁夫	林木育種センター北海道育種場
〃	宮木 雅美	地域環境保全学研究室
〃	工藤 多希子	江別市女性団体協議会
〃	乗田 マリ子	江別市赤十字奉仕団
〃	井瀬 準	江別青年会議所
〃	飯田 智	江別市自治会連絡協議会

(任期：平成 24 年 8 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日)

第 4 節 組 織

1. 行政組織

▽行政・組織 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

所 管	配 置 数	
生活環境部環境室環境課	課長	1 人
	環境対策係	5 人
	主査（自然環境担当）	1 人
	参事（環境政策担当）	1 人
	主査（環境政策担当）	1 人
	主査付（環境政策担当）	1 人

2. 予 算

環境課所管の環境行政を推進するための事業予算（当初）は次のとおりです。

▽予算内訳 (単位：千円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経 常 費	7,032	10,175	6,671
臨 時 費	14,471	19,709	21,798
計	21,503	29,884	28,469

第5節 環境調査の概要

1. 環境調査の内容

平成23年度に実施した主な調査は、次のとおりです。

▽環境調査

項目	概要	調査地点等
大気環境調査	◇一般環境大気常時監視（篠津） 窒素酸化物・二酸化硫黄・浮遊粒子状物質 ・風向・風速・降水量	通年測定
	◇自動車排出ガス常時監視（野幌町） 窒素酸化物・浮遊粒子状物質	通年測定
	◇簡易測定（暴露期間：1ヶ月） ふっ化水素（アルカリろ紙法）	年4回 3地点
河川水質調査	◇生活環境項目 pH・SS・BOD・COD・DOなど	年6回 5河川 7地点
	◇健康項目 全健康項目（26項目）	1地点
工場排水分析調査	◇工場排水～pH・SS・BOD等立入調査	年2回、3地点
環境騒音調査	◇道路に面する地域～騒音レベル、交通量	3地点
	◇一般地域～騒音レベル	6地点

2. 千歳川水系水質保全連絡会議水質調査

千歳川水系水質保全連絡会議は、千歳川の良い水質の保全と、情報の交換等を目的に、昭和49年2月に発足し、現在は空知総合振興局、石狩振興局、千歳市、恵庭市、北広島市、南幌町、長沼町、利水機関の長幌上水道企業団、石狩東部地区広域水道企業団、江別市水道事業、江別市の11機関で構成しています。

本会議の取り組みは、千歳川の河川環境を監視していくために定期的に水質定点調査などを実施し、年6回の水質調査結果を情報交換しながら環境保全施策に反映させています。

平成23年度に実施した事業は次のとおりです。

▽千歳川水系水質保全連絡会議事業

事業名	調査内容
千歳川水系水質調査	◇調査地点 千歳川本流：11地点、 千歳川支流：9地点（千歳市～江別市）
	◇調査項目 11項目 ・採水時刻・水温・透視度・pH・SS・DO・COD・BOD ・大腸菌群数・全りん・アンモニア性窒素

第6節 公害防止協定

江別市公害防止条例に基づく各事業場との公害防止協定の締結状況は次のとおりです。

▽公害防止協定締結状況

(平成24年3月31日現在)

企業等の名称	業種	締結年月日	備考
王子特殊紙(株)江別工場	パルプ・紙	昭和45年12月1日	北海鋼機(株)・NS 北海製線(株)と三者協定締結(平成22年10月1日)
北海鋼機(株)	鉄 鋼	昭和45年12月1日	
(株)NIPPPO北海道支店	総合工事	昭和47年8月18日	
北央化製事業協同組合	化 製 場	平成15年12月17日	

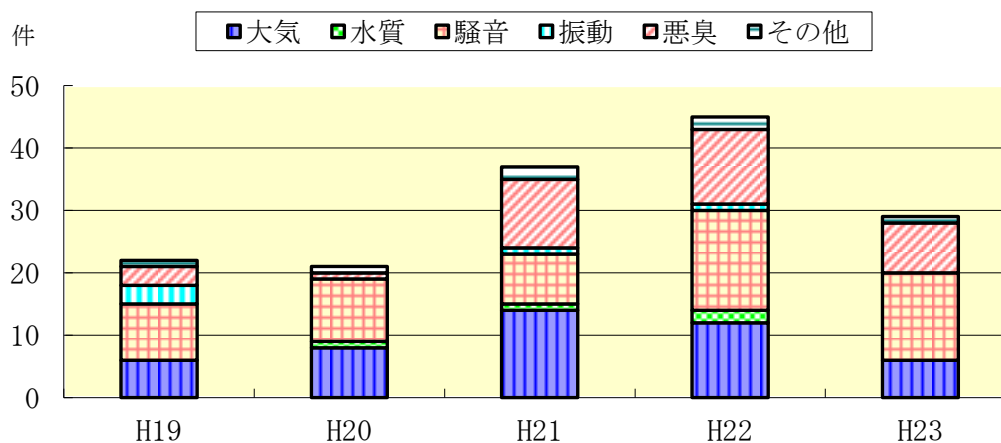
第7節 公害苦情

公害苦情件数は、近年は20件前後で推移していますが、平成23年度は29件の苦情が寄せられており、内訳としては騒音、ばい煙、悪臭に関する苦情の割合が多くなっています。

苦情の内容は、以前のような工場の事業活動に伴うばい煙や廃水などの産業型から、住宅地での早朝の作業騒音、野焼きや薪ストーブによるばい煙や悪臭など、生活型へと移行してきています。

また、苦情の発生地域も工業系地域から、住居系地域へと変化してきています。これらの問題では、市民・事業者による周囲への配慮があれば防止できるものも多く、各自の周囲への気配りが大切になってきています。

▽公害苦情（新規受理）件数の推移



区分	H19	H20	H21	H22	H23
大 気	6	8	14	12	6
水 質	0	1	1	2	0
騒 音	9	10	8	16	14
振 動	3	0	1	1	0
悪 臭	3	1	11	12	8
その他	1	1	2	2	1
計	22	21	37	45	29

第8節 環境教育

1. 学校教育との連携

小学校の環境教育を支援していくため環境団体、事業所等と連携し、環境出前授業を展開しています。

(1) 公益財団法人北海道環境財団～地球温暖化ふせぎ隊の環境出前授業

①実施校・児童数／計2校・122名

内訳：江別第三小・6年生66名、大麻西小6年生56名

②学習内容／「水の循環」「水辺のいきもの」など地球温暖化防止を学習する。

(2) 京セラクリスタルデバイス北海道(株)～環境出前授業

①実施校・児童数／計6校・370名

江別第二小・4年生93名、江別第三小・6年生66名、豊幌小・4年生22名、対雁小・6年生111名、大麻西小・6年生56名、文京台小・5年生22名

②学習内容／地球温暖化や太陽電池の仕組みなどスライド学習とソーラーパネルキット(ソーラーカーなど)を使用し、体験学習する。

(3) 日本リサイクルネットワーク・えべつ～ごみ減量体験講座

①実施校・児童数／計16校・892名

江別小・4年生37名、江別第二小・3年生93名、江別第三小・6年生66名、豊幌小・4年生22名、大麻小・3年生57名、対雁小・4年生121名、野幌小・4年生11名、東野幌小・3年生66名、大麻東小・4年生60名、大麻西小・6年生56名、大麻泉小・4年生30名、野幌若葉小・3年生53名、北光小・5.6年生17名、文京台小・3年生14名、いずみ野小・5年生38名、上江別小・4年生151名

②学習内容／模擬店の買い物ゲームを通して容器包装やムダなどを考え、ごみの減量について学習。またゴミの流れ、江別のごみ処理のしくみなど学習する。

(4) 環境教材(江別市環境課編)の取組み

ア.「エコチャレンジノート」

① 実施校・児童数／計2校 91名

豊幌小・6年生35名、大麻西小・6年生56名

②学習内容／自宅の電気使用量を1週間調べ、省エネを実践しながら次の1週間の電気使用量を調べ比較し、省エネ効果と二酸化炭素の排出量など学習する。

イ.「江別の自然」

① 実施校・児童数／大麻西小・6年生 計1校 56名

②学習内容／教材然クを使用して江別の自然を学習する。

2. えべつ環境広場

生活と暮らし、リサイクル、自然保護など環境等をテーマに活動する団体・市民などが中心となり、日ごろの活動内容の発表や情報交流をする場として、毎年6月の環境月間にあわせ「えべつ環境広場」を開催しています。

2011年国際森林年に合わせ、「『森』に会いに行こう」をテーマに映画「地球交響曲(ガイアシンフォニー)第七番」上映会、講演会「森のつきあい方」(講師:鮫島淳一郎氏、自然環境研究室主宰)ほか、紙すき体験、ごみ堆肥化講習会の開催など市民団体、環境関係機関による自然、環境保護、リサイクルなど啓発パネルの展示や体験学習を行い環境に関する活動状況や情報などを広く市民に紹介しました。

①開催日／平成 23 年 6 月 18 日～6 月 19 日

②会 場／江別市野幌公民館

③来場者数／800 名（2 日間）

3. 夏休み・冬休み環境学校

(1) 夏休み環境学校～水辺の自然塾～

①開 催 日／平成 23 年 7 月 23 日

②開催場所／早苗別川（東野幌）、大沢の池（西野幌）

③参加人数／小学生 38 名

④事業概要／早苗別川でタモ網を使用して水辺の水生生物の採取と観察、大沢の池ではゴムボートに乗って自然を観察、その大切さを学ぶ。

(2) 弁天丸で学ぶ石狩川

①開催日／平成 23 年 8 月 2 日

②開催場所／江別河川防災ステーション

③参加人数／小学生 29 名

④事業概要／調査船「弁天丸」活用して地域資源の石狩川の船上から水辺の野鳥や工場を観察、また防災ステーション周辺を会場に水の循環などゲームで環境を学ぶ。

(3) 冬休みこども環境学校～自然エネルギー実験室～

①開催日 /平成 24 年 1 月 11 日

②開催場所／ほくでん総合研究所

③参加人数／小学生 38 名

④事業概要／地球温暖化のしくみと太陽電池の模型器具などを使って実際にライトの光で動かすなど楽しく学ぶ。

4. 出前環境学校

地球温暖化ふせぎ隊の出前環境学校

①開催期間／平成 23 年 6 月 18 日～8 月 31 日（延べ 32 回開催）

②開催場所／市内 15 放課後児童会・児童センターなど

③参加人数／延べ 683 名

④事業概要／環境イベントや小学校の夏休みなど利用して放課後児童会、児童センターなど会場に環境ゲームを実施、ゲームを通して地球温暖化の仕組みや水の大切さなど学ぶ。

5. えべつ市民環境講座

①開催日／第 1 回平成 23 年 8 月 24 日、第 2 回 9 月 7 日、第 3 回 9 月 21 日（見学会）
第 4 回 10 月 5 日、第 5 回 10 月 22 日

②会 場／江別市野幌公民館

③参加人数／延べ 193 名

④事業概要／「環境」について身近な話題をテーマに 5 回シリーズで開催。第 1 回「私たちの暮らしと化学物質」、第 2 回「河川を取りまく生態系」、第 4 回「家庭でできる節電術」第 5 回「自然エネルギーの可能性」、第 3 回見学会では、篠津の河畔林と中津湖、ほくでん総合研究所の施設見学をした。
また市民に広く環境講座を広く周知していくため道民カレッジ講座と連携し開催した。

第3章 生活環境保全

第1節 大気環境

1. 大気環境の現況

大気汚染物質の主な発生源としては、工場や自動車から排出されるガスやばい煙、冬季の暖房器具使用による排煙などがあります。本市は、太平洋から日本海に連なる低平地にあるため、年間を通して風が強く、大気は流動的で停滞することがほとんどありません。この結果、汚染物質の滞留が少ないといえます。

大気汚染の状況については、自動測定局（篠津大気汚染環境測定局、野幌自動車排出ガス測定局）を市内2カ所に配置し、常時監視を行っています。測定局の測定データは、庁舎のパソコンと電話回線で結ぶ簡易テレメーター方式によりデータ処理を行っています。

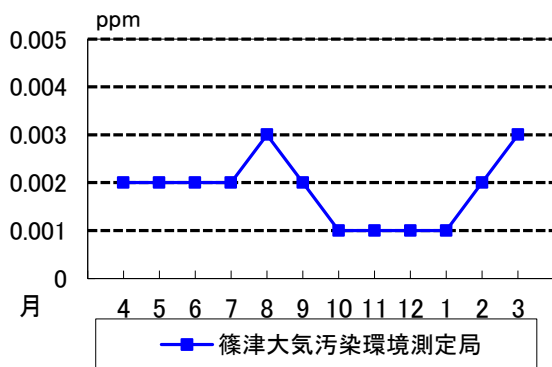
また、窯業工場から発生するふっ素化合物のおおよその汚染状況を把握するため、ふっ素化合物の簡易測定調査（アルカリろ紙法）を定期的に行っています。

（1）硫黄酸化物

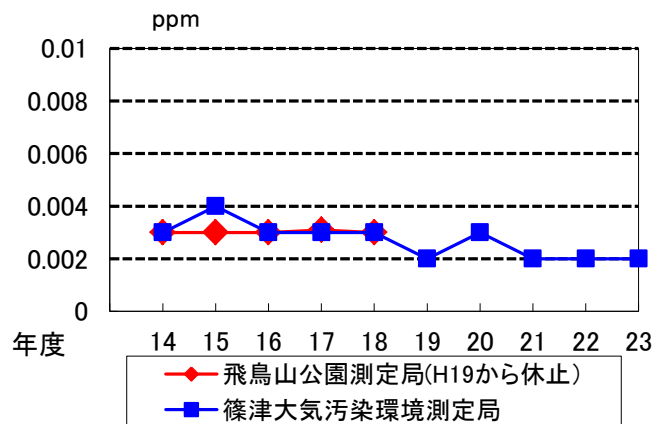
硫黄酸化物は、石炭・石油等の硫黄分を含む燃料を燃焼する際に発生し、ボイラー等が発生源となっています。二氧化硫黄の状況を見ると、平成23年度における環境基準との対比では基準を達成しています。

なお、篠津局の年平均値は、0.002ppmとなっています。

▽二氧化硫黄の経月推移



▽経年推移



（2）窒素酸化物

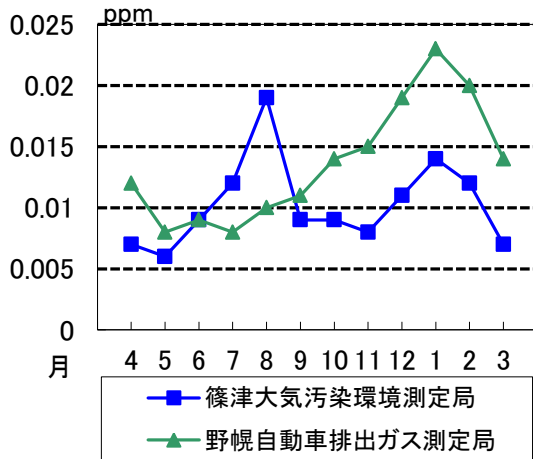
窒素酸化物は重油等が高温で燃焼するときに発生し、ボイラーなどの固定発生源のほか、自動車も発生源となっています。燃焼当初は一酸化窒素として排出され、その後大気中の酸素と結合して二氧化窒素に変化するとされています。

窒素酸化物の状況を見ると、平成23年度の測定結果において野幌自動車排出ガス測定局が篠津局より相対的に高い値を示していますが、これは当該測定局が国道12号線に隣接した市街地にあることが原因と考えられます。

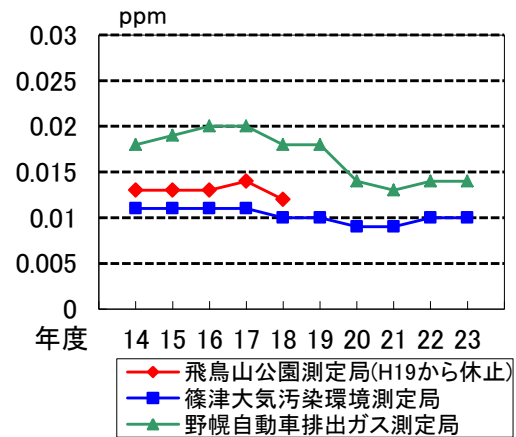
二氧化窒素の環境基準との対比では、篠津・野幌の両方で基準を達成しています。

なお、二氧化窒素の年平均値は篠津局0.010ppm、野幌局0.014ppmとなっています。

▽二酸化窒素の経月推移



▽経年推移



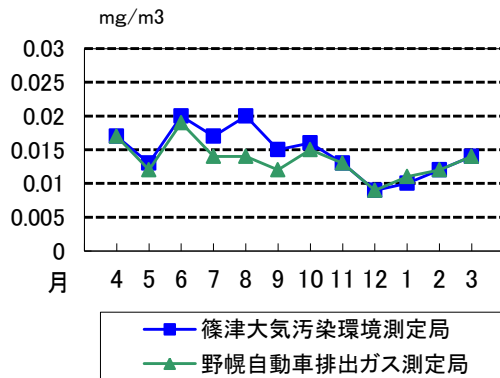
(3) 浮遊粒子状物質

工場やディーゼルエンジン等から発生するガスや煙に含まれる粉じんのうち、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の浮遊粉じんは、大気中の滞留時間が長く、呼吸により気管や肺に入りやすいことから人の健康への影響が憂慮されます。

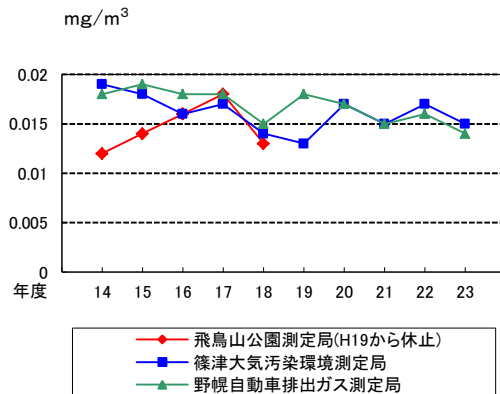
浮遊粒子状物質の状況を見ると、平成 23 年度における環境基準との対比では、篠津・野幌の両方で基準を達成しています。

年平均値は篠津局 0.015m g/m^3 、野幌局 0.014m g/m^3 となっています。

▽浮遊粒子状物質の経月推移



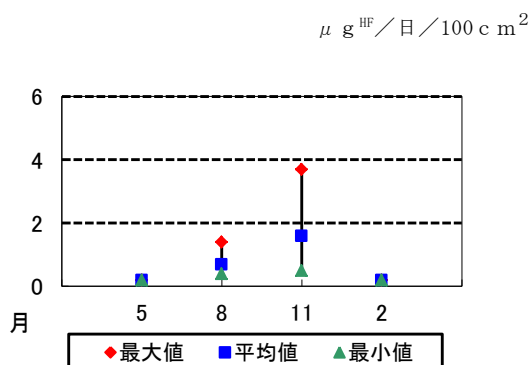
▽経年推移



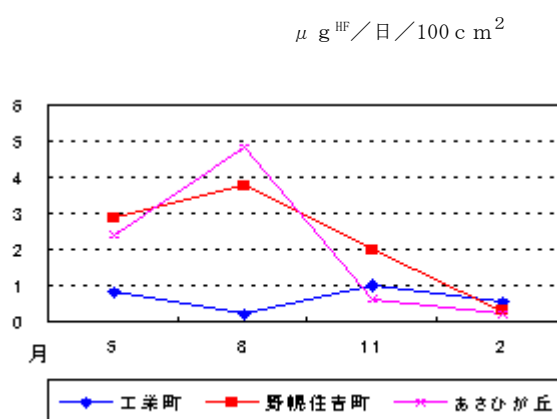
(4) ふっ化水素

本市は窯業製品の製造が盛んであり、レンガの焼成過程においてふっ化水素等の化合物が発生し、周辺の植物等に悪影響を及ぼすことが懸念されていることから、市内3地点で簡易測定調査（アルカリろ紙法）を、5月、8月、11月、2月の4ヶ月間実施しました。

▽ふっ化水素の経月推移



▽測定地点別の経月推移



2. 大気汚染の防止

大気汚染の問題については、以前から事業場等の固定発生源や冬季の暖房の影響による硫黄酸化物があげられていました。しかし設備の改良や使用する燃料の規制等により徐々に改善され濃度は低下しており、現状としては環境基準に比べ低い値で推移しています。

また、都市化に伴う交通量の増加による、自動車からの排出ガス中に含まれる二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の問題も懸念されていますが、本市では国道12号線沿いに野幌自動車排出ガス測定局を設置し、24時間連続測定により監視を行っています。これからの対策としては、低公害車導入やアイドリングストップ運動などの普及啓発を積極的に進めていく必要があります。

第2節 河川水質環境

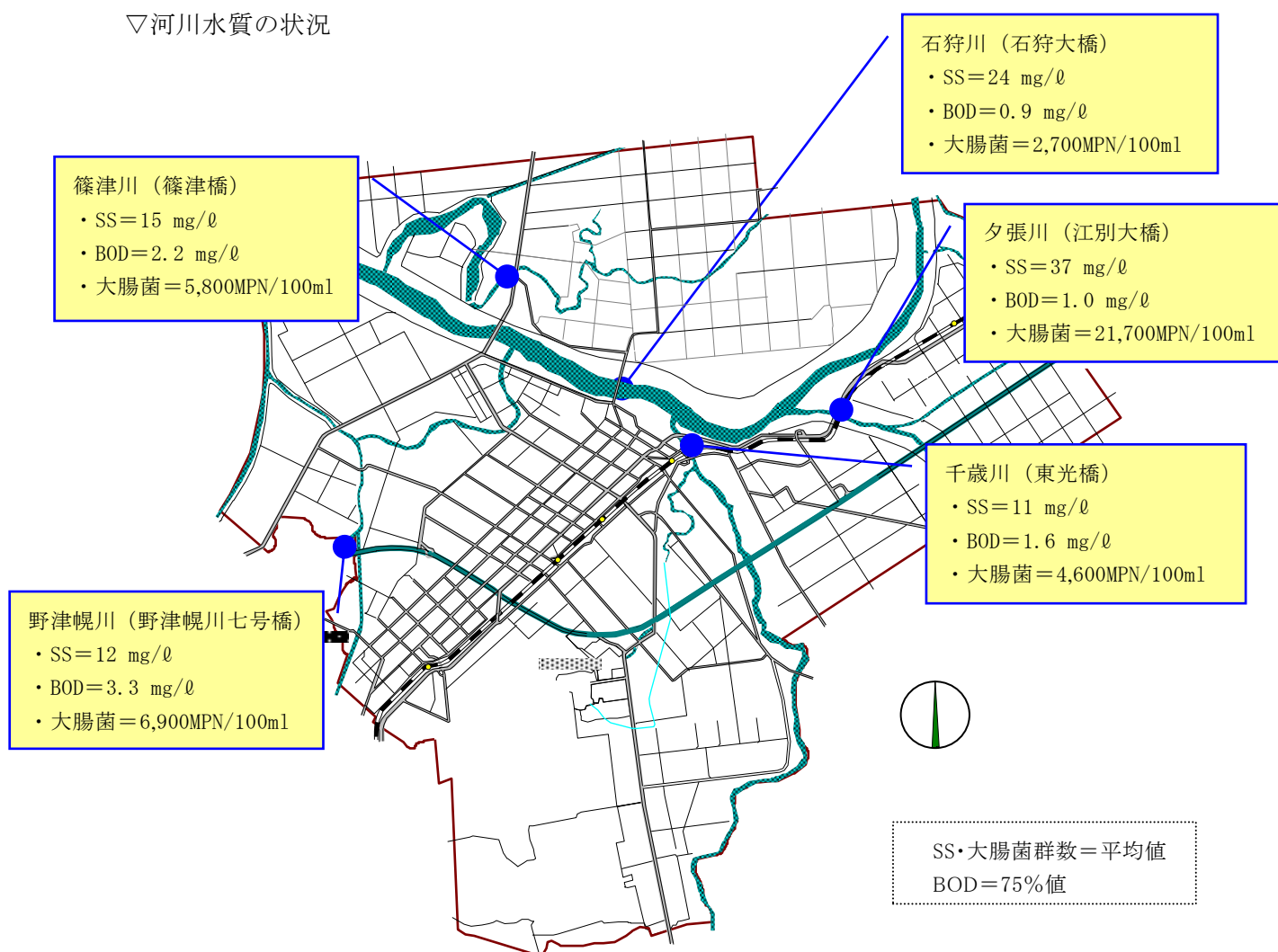
1. 河川水質の現況

本市は、石狩川をはじめとする計42河川を有しており、この内、環境基準が適用される「類型指定河川」は石狩川、夕張川、千歳川、篠津川、豊平川、厚別川、野津幌川の7河川となっています。

河川の水質の監視体制は、北海道開発局4河川4地点、北海道2河川2地点、札幌市2河川2地点、江別市5河川7地点で水質調査を行っています。

河川水質の状況を、有機汚濁の主要指標であるBOD（75%値）で見ると、類型指定河川のうち、篠津川で環境基準を超過する結果となりましたが、他の河川では概ね基準を達成しています。

▽河川水質の状況



2. 河川水質汚濁の防止

水質汚濁の問題は、表流水から地下水の問題、事業場排水から家庭排水までと総合的に調査、研究を進め改善を図っていかねばならないものです。

また、特定事業場の排水基準遵守はもとより、未規制事業場からの排水についても適正な処理が行われるよう注意を払っていかねばなりません。さらに炊事・洗濯といった家庭から出る生活排水に関しても、調理くず・廃食用油の処理、あるいは洗剤の使用が適正に行われるよう、啓発に努めていかねばなりません。

本市の水道取水源でもある千歳川については、千歳川流域市町、利水団体と水質等の合同調査を実施、情報交換などを行い、広域的に水質保全のための取り組みを行っていく必要があります。

水質の汚濁は都市化と共に悪化が懸念されることから、事業者はもとより市民一人ひとりが自覚を持ち、清流が保たれるように努める必要があります。

第3節 騒音・振動

1. 騒音・振動の現況

本市の騒音環境は、工場、事業場や、自動車交通、特定建設作業等のほか、都市型の近隣騒音による感覚心理的な被害が苦情として寄せられています。一方、振動においては、自動車交通や特定建設作業等が発生源となりますが、苦情件数も少ない状況にあります。

騒音測定は、一般地域のほか道路に面する地域について市内主要道路を調査しています。

平成23年度の騒音規制法、北海道公害防止条例、江別市公害防止条例に基づく騒音の特定事業場数は216となっており、振動規制法、北海道公害防止条例に基づく振動の特定事業場数は96となっています。

(1) 騒音・振動の調査状況

平成23年度は、一般地域の環境騒音の測定を6地点で行った結果、昼間の時間帯、夜間の時間帯すべての地点で環境基準を満足する結果になっています。

また、道路に面する地域の環境騒音の測定を3地点で行った結果、全時間帯で環境基準を満足する結果となっています。

振動に関しては、とくに大きな問題は発生していません。

(2) 特定建設作業

特定建設作業とは、騒音規制法や振動規制法の規制区域内で行う騒音や振動を伴う作業で、法律で定められたものをいいます。

なお、周辺環境への配慮から騒音、振動のほとんど発生しない工法（特定建設作業対象外）を用いた建設作業も、普及してきている状況にあります。

▽届出件数の推移

(単位：件)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
騒音	10	16	22	15	12
振動	10	15	15	13	9

2. 騒音・振動の対策

騒音・振動の環境問題は、工場、事業場からのもの、特定建設作業、自動車（道路交通）あるいは生活上の近隣騒音まで多岐にわたっています。今後も住宅地の広がりなどにより、ますます複雑かつ広範な問題として発生が予想され、実態把握と適切な対応が求められます。

このことから次の対策を行うことが必要と考えられます。

- ①工場、事業場に対しては、関係法令に基づき規制の遵守について指導を強化していくとともに、規制対象外事業場についても、苦情に対応する中で規制基準を準用した指導に努める。
- ②特定建設作業については、本市は泥炭地帯が広範に分布する軟弱な土地条件にあり、建設物の支持杭の必要性が高く、とくに指定区域内での住居が密集したところでは騒音問題を発生しやすいので、特定建設作業の規制対象外の工法に移行させるべく指導を図っていく。
- ③道路交通騒音については、今後とも地域の実態把握に努め、道路網の整備等による交通量の分散化が図られるよう道路計画などに反映させていく。
- ④近隣騒音については、市民一人ひとりのちょっとした配慮により解消するものが多いと考えられるので啓発に努めるなどの対策を進めていく。

第4節 悪臭環境

1. 悪臭の現況

においのする物質は数十万種あるともいわれ、その中には多くの人から好まれるにおい（芳香）もあれば食物の腐敗臭のように誰からも嫌われるにおい（悪臭）もあります。

そこで問題となるのが悪臭で、極端に強い時には食欲不振、あるいは嘔吐・頭痛を起こすこともあり、主に不快感などの感覚的、生活妨害的な被害となって発生します。しかし、その被害は一過性の場合が多く、騒音や振動と同様に感覚公害といわれています。

近年の苦情内容は、都市化の広がりにより発生源と市街地が近くなったことにより、事業場及び畜産業にかかるものなどが見受けられます。

本市は、悪臭防止法に基づき全域A区域に指定されており、現在悪臭物質として22物質が規制され、事業場からの排水についても平成6年4月の悪臭防止法施行規則の一部改正により、4物質について規制基準が設定されています。

ただ悪臭の場合、単独臭の濃度が低いことだけで解決するのではなく、一般的には低濃度成分の複合臭であることから、単独臭の機器測定のみでは被害感覚を正しく評価判断ができないことがあり、そのため悪臭防止法でも人間の感覚を用いた嗅覚測定法による規制方式が平成8年4月より導入されました。

なお、北海道公害防止条例、江別市公害防止条例に基づく特定事業場数は80となっています。

2. 悪臭の対策

においの感覚量は、におい物質を99%除去してもようやく1/3にしかならないため、悪臭の脱臭は難しいとされています。また、近年は住宅地の広がりにより、工場や畜舎などの発生源と住居地とが隣接するケースが増えていることから、それに伴う悪臭による苦情も複雑化しています。

しかしながら快適な環境を創造していくという考え方から、今後とも発生源とされる事業場の施設の適正な維持管理の指導、近隣への配慮について啓発活動を実施していくことが必要です。

第5節 その他の環境問題

1. ダイオキシン類

大気汚染に関する問題としてダイオキシン類の問題があります。ダイオキシン類は、人体に及ぼす健康被害について社会問題化しています。

このことから平成11年7月にダイオキシン類対策特別措置法が法制化され、平成12年1月に、耐容一日摂取量、環境基準及び排出基準が定められました。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正など、発生源に対する対策が進んでいます。

(1) 大気中のダイオキシン類調査

本市では、大気中のダイオキシン類について、定期的に環境調査を実施しています。また、発生原因の8~9割を占めると言われるごみ焼却炉に関して全国的に調査が実施されていますが、本市では、平成8年度からごみ焼却処理場について排出ガスの濃度測定を行っています。

また、大気中のダイオキシン類調査を平成11年度から実施していますが、環境基準(0.6 pg-TEQ/m³以下)内で推移している状況にあり、今後も継続的に調査を実施していくこととしています。

ダイオキシン類は、ごみ等の燃焼過程において、非意図的に生成されるもので、とくに不完全燃焼により発生しやすいことが知られています。ごみを燃やす際には、高温での焼却、排ガスの適正な処理ができる設備の整った焼却施設で処理することが望まれます。

また、わたしたちができる身近な対策としては、ものを大切に使うことやごみの分別・リサイクルに積極的に取り組み、ごみを減らすことが必要です。これらのことを市民一人ひとりが心がけ、周囲の環境を守るという意識を持つことがダイオキシン類の発生量を減少させていくことにつながります。

(2) 土壌中のダイオキシン類調査

土壌中のダイオキシン類調査は、平成12年度から発生源周辺地域から調査地点を選定し、実施しています。

環境基準(1,000 pg-TEQ/g以下)の超過は認められていませんが、今後も、継続的に監視していくこととしています。

(3) 河川水中のダイオキシン類調査

河川水中のダイオキシン類調査は、調査対象河川を千歳川として、平成11年度から調査を行っており、環境基準(1 pg-TEQ/l以下)の超過は認められていません。

河川水中のダイオキシン類は、魚介類の脂肪質に蓄積される等の影響が心配されていることから今後も継続的に監視していくこととしています。

2. 地盤沈下等

地盤沈下の人為的要因は、地下水の過剰な汲み上げが主なものであり、一旦沈下すると復元不可能と言われていています。本市では、地下水位観測点2ヵ所で観測を実施しています。

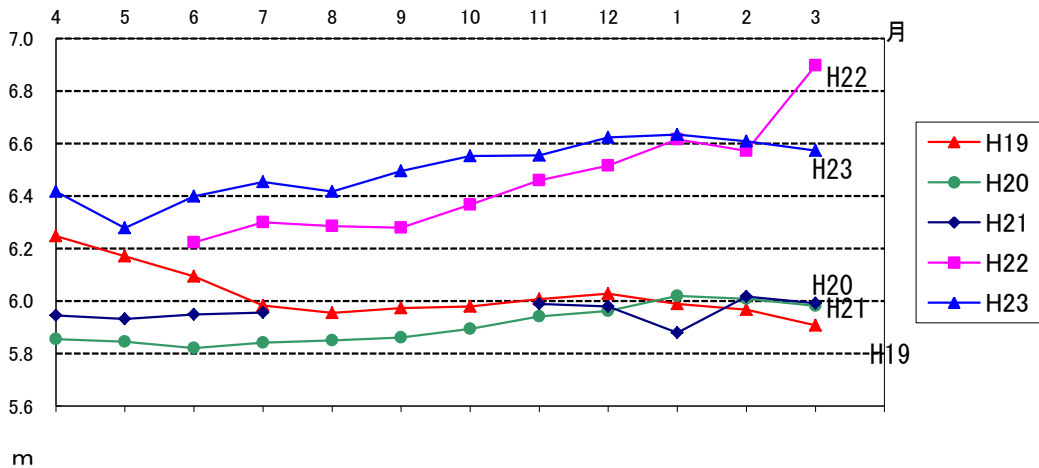
なお、地盤沈下対策の検討、情報交換の場として北海道の主宰する「石狩平野地域地盤沈下調査連絡会」があります。

①野幌中学校敷地内(西野幌)に北海道地下資源調査所(現独立行政法人北海道立総合研究機構環境・地質研究本部環境科学研究センター)が昭和59年度に井戸1本を設置、昭和63年度市に移管した。

②江別市環境事務所敷地内(工栄町)に通商産業省が、平成2年度地下水利用適正化調査に合わせ、観測井2本(深度130mと250m)、地盤沈下計1基、1級水準点1点を設置

し、平成8年度市に移管した。

▽年度別地下水位の経年・経月推移（西野幌）



※数値は、観測井戸管頭の下部 12.696m の深さの地点から地下水面までの高さ（m）。

3. 土壌汚染

事業活動等によるカドミウム、銅、ひ素などの有害物質が土壌に蓄積すると、人の健康あるいは農作物の育成を阻害することとなり、一旦汚染された土壌は有害物質の除去、無害化といった対策が必要となります。

このため環境省では平成3年8月23日告示第46号をもって、土壌の汚染に係る環境基準を告示し、カドミウム以下10項目の有害物質の濃度基準を定めました。

その後、平成6年2月21日にはトリクロロエチレンなど15項目が、平成13年3月28日にはふっ素及びぼう素が追加指定され、現在は27項目の環境基準が定められています。また、昭和45年に制定された「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」で、知事はカドミウムなどにより人の健康を損なう恐れがある農畜産物が生産され、若しくは農作物の育成が阻害されると認められる地域を「農用地土壌汚染対策地域」として指定することとされていますが、本市は指定要件に該当する汚染は認められていません。

平成15年2月15日には、「土壌汚染対策法」が施行され市街地の土壌汚染についても包括的な規制が加えられることになりました。

平成22年4月1日には、土壌汚染対策法が改正され、3,000㎡以上の土地の形質変更を行おうとする土地で、知事が特定有害物質などにより土壌が汚染されている恐れがあると認めた土地については、土壌調査が義務付けとなりました。

また、法律では、カドミウム・シアン化合物等の25種類の物質が特定有害物質として規定されています。

4. 化学物質

私たちの周りにはさまざまな化学物質が存在しており、豊かで便利な生活を支える一方、中には人の健康や生態系に悪い影響を及ぼすものもあります。

P R T R制度 (Pollutant Release and Transfer Register : 化学物質排出移動量届出制度) は、有害性が疑われるような化学物質が、どこから、どのくらい、環境 (大気・水域・土壌など) 中へ排出されているか (排出量)、廃棄物などとして移動しているか (移動量) を把握し、集計・公表する仕組みです。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の規定により、対象としてリストアップされた化学物質を製造又は使用している事業者のうち、一定の条件に合致する事業者は、事業者内で使用した化学物質の排出量等を年1回国に届け出ることになっています。国はそのデータを集計し、また届出対象とならない事業者や家庭、自動車などから環境中に排出されている対象化学物質の量を推計し2つのデータを併せて公表しています。

本市では浄化センター、環境クリーンセンターなどで届出がされています。

なお、北海道環境生活部が届出窓口となっており、ホームページで道内集計結果を見ることができます。

安心・安全な社会を実現するには、市民、事業者、行政が化学物質に関する正確な情報を共有し、それぞれの立場で化学物質による環境への影響を減らす取り組みを進めていく必要があります。

第4章 自然環境保全

第1節 自然環境の現況

南西部丘陵地に江別・札幌・北広島の3市にまたがる、面積2,050㌥（江別市1,841㌥）を有する野幌森林公園が広がります。また北東部から北西部にかけて石狩川が横断し、平坦な地形ですが森と水に恵まれたまちを形成しています。

また、本市は泥炭地層が広く分布していますが、先人の努力により耕地化され土地利用率が高まり、昔ながらの低湿地帯の様相を残すところは少なくなっています。

しかし、現在も越後沼等の自然にその面影を垣間見ることができます。自然の姿を存続、継承していくためにも、市内に残された自然の保全に努める必要があります。

1. 北海道立自然公園野幌森林公園

野幌森林公園は原始林とも呼称されて、広く市民に親しまれています。

明治初期の開拓者の入植以来、地域のシンボリック存在として有形無形に寄与し、今日の本市の発展を見守ってきたといえます。

本公園は昭和43年の北海道百年記念行事の一環として道立自然公園に指定されるとともに、公園内の国有林は自然休養林に指定されており、昭和52年の昭和天皇在位50年記念の際に「昭和の森」にも選ばれています。これは全国91ヶ所の自然休養林の中から選ばれたもので、静岡県为天城山と並んで全国に2ヶ所しかありません。

その植生は温帯から亜寒帯へ移行する様子が比較的良好に残されており、トドマツを主体とする針葉樹やミズナラ、シナノキなどの広葉樹等約170種の樹木からなる針広混交林の多様な植生が見られ、下層植生もエンレイソウ等約600種に及ぶ多様な草花に富んでおり、天然記念物のクマゲラを初めとする約150種の鳥類やエゾリス等約20種の哺乳類が生息しています。また、公園内には、林野庁が平成12年に実施した「全国巨樹巨木百選」に指定された、推定樹齢800年のクリの木があります。

平成16年9月、台風18号が石狩地域を通過し、この影響を受け野幌森林公園でも広い範囲で風倒被害を受けました。風倒発生面積は公園全体で約77㌥にも及びます。風倒被害を受けた野幌の森林を、100年前の原始性が感じられる自然林に再生するため、多くの市民の皆さんと協働して、「野幌森林再生プロジェクト」も始っています。

遊歩道等の整備や自動車の乗入れ規制などの取組みも行われています。このような中、同公園は野鳥観察や森林浴等広く市民の憩いの場となっているほか一方で、近年外来種アライグマの生息数が増加傾向にあり雑食性のため、公園内の野生生物や市内全域の農作物への被害が確認されていることから、今後の対策が注目されているところです。

2. 石狩川

石狩川は、大雪山系石狩岳を水源に大小河川を集めて豊かな水量を保ち、時として洪水等の災害を引き起こしますが、水源として工業、あるいは農業の発展に計り知れない自然の恩恵をもたらしています。

また、緑を提供する広大な河川敷は、肉牛等の放牧地としてのどかな牧歌風景をかもしだしている一方、野球場等のスポーツの場としても市民に開放されています。

長年の河川歴史の中でその形態も直線化されてきていますが、当時の蛇行した川沿いの集落がそのまま残ったため、流れの変化とともに四方が川となった所も市内に2ヶ所（中島地区、

豊幌地区巴農場) あり、これらにも石狩川の歴史を見出すことができます。

3. 湿原

明治初期の屯田兵入植当時は、野幌丘陵地や一部地域を除いた市内全域に広大な湿原が広がっていました。

江別太地区をはじめとした千歳川や夕張川の流域は、かつては幌向原野と呼ばれる泥炭地帯で、代表的な湿原植物に「ホロムイ」の名がついたものが多くあります。この地域に残る越後沼の沿岸には、ハンノキやノリウツギが混生し、サワギキョウ、タチギボウシ、ノハナショウブなどがかつての湿原の名残をとどめています。

東野幌地区には、農地に囲まれたわずかな面積のミズゴケの湿原が残され、ヒツジグサ、イソツツジ等の可憐な花が見られます。中でも地区住民の手により長く保全に努めてきたノハナショウブの群生地は、地域の夏を彩る花として多くの市民を魅了しています。

東野幌地域を流れる早苗別川や周辺の農業排水路には、かつて市内至るところで見ることができたヘイケボタルが、今でも夏の風物詩として神秘的な光を放っています。

4. 環境緑地保護地区等の指定

(1) 環境緑地保護地区

「北海道自然環境等保全条例」に基づき、市街地及びその周辺のうち環境緑地として維持又は造成することが必要な地区として指定されているもので、市内では3ヶ所が指定されています。この地区では、建築物・工作物の新・増改築、土地の形質の変更、樹木の伐採等の行為が制限されています。

▽環境緑地保護地区

名称	面積	指定年月日
屯田兵村林	12.02 ha	昭和 47 年 3 月 1 日
江別鉄道林	37.31 ha	昭和 48 年 3 月 30 日
しのつ河畔林	8.55 ha	平成 8 年 7 月 26 日

(2) 記念保護樹木

「北海道自然環境等保全条例」に基づき、由緒・由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが望ましいものとして指定されているもので、市内では1ヶ所が指定されています。

▽記念保護樹木

名称	本数	指定年月日
野幌小学校の赤松	7	昭和 50 年 6 月 21 日

(3) 道指定鳥獣保護区等

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき、野生鳥獣の保護・繁殖等を図るため、鳥獣保護区(1ヶ所)及び特定猟具使用禁止区域(4ヶ所)が指定されています。

名称	指定期間	面積	備考
野幌鳥獣保護区	平成 17 年 10 月 1 日～ 平成 37 年 9 月 30 日	2,048 ha	北海道立自然公園野幌森林公園の区域、内特別保護地区 61ha

(面積の内、江別市域 1,841ha)

▽特定猟具使用禁止区域

名 称	指定期間	面 積	使用が禁止される特定猟具
朝日町特定猟具使用禁止区域	平成 20 年 10 月 1 日～ 平成 30 年 9 月 30 日	18 ha	銃器
世田豊平川特定猟具使用禁止区域	平成 24 年 10 月 1 日～ 平成 34 年 9 月 30 日	30 ha	銃器
越後沼特定猟具使用禁止区域	平成 21 年 10 月 1 日～ 平成 31 年 9 月 30 日	21 ha	銃器
野津幌川特定猟具使用禁止区域	平成 20 年 10 月 1 日～ 平成 30 年 9 月 30 日	※38 ha	銃器 面積内訳 { 江別市 13ha 札幌市 25ha

(4) 保存樹木・指定樹木・保存樹林

昭和 59 年の「江別市緑化推進条例」制定を受けて、平成 2 年度に保存樹木の候補となる指定樹木 32 本を選定し、このうち 30 本を平成 12 年度に保存樹木として指定したことに始まり、これまでに、保存樹木 127 本を指定、指定樹木を 10 本選定しています。その後、このうち、倒木や病虫害被害等により保存樹木 25 本を指定解除し、現在、保存樹木 102 本、指定樹木 10 本となっています。

また、緑豊かな環境の確保及び美観風致を維持するために民有地及び市有地の 3 ヶ所、面積にして約 7.4ha を保存樹林に指定しています。

5. 自然保護監視員等

北海道における自然環境等を保全すべき地域について、適正に管理監視等を行うことを目的として自然保護監視員等が北海道知事より任命されています。

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

区 分	氏 名	監視区域
自然保護監視員	三木 昇	環境緑地保護地区、 記念保護樹木
鳥獣保護員	徳富 義喜	市内一円、 新篠津村

第 2 節 自然環境保全の課題

生活環境に自然がもたらす効用は計り知れないものがあり、近年リゾート観光開発などの行為に対して、自然環境との調和が各地で論議されています。自然は人間が創り出すものではなく、一度破壊（開発転用）されると復元の難しい貴重な環境資源です。

本市は大都市周辺ということもあり、都市開発の需要が高まる中で、土地利用の高度化に伴って自然環境が損なわれることも予想され、すぐれた自然、身近な自然の監視、保護について注意深く見守る必要があります。

このためには、現在の監視体制の充実を図るとともに、市民への幅広い自然保護思想の普及啓発に努め、環境財産として市民の総意による次代への引継ぎを行わなければなりません。

第5章 地球環境保全

第1節 江別市環境管理計画（えべつアジェンダ 21）

江別市環境管理計画は、江別市環境基本条例の基本理念のもとに、環境の将来像を「きれいな空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた美しく住みよい江別」に置き、この実現のために、「地球を守るまち」、「豊かな自然をはぐくむまち」、「人にやさしいまち」、「うるおいとやすらぎのあるまち」の4つの環境目標を掲げ、各種の環境施策や、市民・事業者の皆さんが市と一体となって推進していくべき指針を定めたものです。

環境管理計画の期間は平成7年度から平成36年度までの30年間とし、10年ごとに推進計画を策定することとしています。平成16年度から平成25年度までは、中期推進計画を推進しています。平成23年度の各施策の推進状況は以下のとおりです。

1. 地球を守るまちの実現に向けて

(1) 地球環境の保全

①地球温暖化の防止

- ・環境負荷を低減させる生活スタイルを啓発をするため、「わが家のエコガイド」を作成・配布しています。

／平成23年度配布部数 270部

- ・家庭の電力使用量から温室効果ガス排出量を測定し、環境保全活動を支援していく「省エネナビモニター」による実態調査を実施しています。

／平成23年度モニター件数 4件

- ・アイドリングストップ運動の奨励など、エコドライブに関する記事を広報えべつに掲載し、周知・啓発を図っています。
- ・冬季間の暖房エネルギーの節減のため、ウォームビズを励行しています。
- ・環境省の推進する、「ライトダウン・キャンペーン（夏至の日と七夕の日の夜間に、ライトアップ施設の照明を消灯する）」に参加しています。（美原大橋、かわなか公園噴水の照明）
- ・生活バス路線を維持確保するため補助金を交付し、バスの利用促進について広報えべつやホームページなどでPRを行うとともに、バス路線マップを発行してPRを行っています。

②省エネルギーなどの推進

- ・環境マネジメントシステムを導入し、環境に配慮した事務事業の実施に努めるとともに、OA機器等更新の際は省エネ型機器の導入など省エネルギーの推進に努めています。
- ・市役所の環境マネジメントシステムの取り組み実績等について、広報えべつや市ホームページ等で公表し、市民の皆さんへの環境保全活動の意識啓発などに努めています。
- ・自治会等に、街路（防犯）灯の設置費を補助する際、消費電力の少ないLED灯の設置を促進しています。（補助対象街路灯524灯の内、LED灯231灯）
- ・浄化センターの下水処理の過程で発生する温水を有効利用するために、江別駅前地区に流雪溝（アメニティ下水道）を設置し、冬期間の街路等の排雪に活用しています。（流雪溝延長560m）

- ・浄化センターの下水処理の過程で発生する消化ガスを、コージェネレーションシステムによって、発電や給湯・暖房へ排熱利用し、エネルギーの有効活用をしています。
／平成 23 年度発電量 106 万 kWh（グリーン電力発電設備に認証されています。）

③酸性雨（雪）観測

- ・平成 23 年 4 月から 24 年 3 月までの期間、降雨（雪）時に pH 簡易測定調査を実施しています。
／年 5 回実施、平均 pH 5.92
- ・本市及び南幌町に立地する事業所を含め 4 事業所と「公害防止協定」を締結し、環境法令に定める排出基準より厳しい協定値以下での操業の遵守を求めています。

④オゾン層の保護

- ・使用済み及び中途不用のスプレー缶、ガスカセット缶を「危険ごみ」として収集し適正に処理しています。

(2) 循環型社会の実現

①省資源・リサイクル・ごみ減量化の推進

- ・容器包装などのごみを減らすため、レジ袋を使用しないマイバッグ運動を推進しています。
- ・「ごみゼロ推進連絡協議会」を通じ、過剰包装の抑制に向けて、事業者及び消費者の立場での意見交換と啓発活動を実施しています。
- ・家庭から出る可燃ごみを減らすため、電気式生ごみ処理機購入希望世帯に購入費の一部（購入費用の 1/3、限度額 2 万円）を助成しています。／平成 23 年度助成件数 88 件
- ・家庭ごみの減量とリサイクル化の推進のため、平成 16 年 10 月から家庭ごみの有料化を実施しています。
- ・ごみ処理に係るパンフレットを作成・配布して、ごみ減量化に向けた啓発を行っています。
- ・下水の浄化処理により発生した汚泥を土壌改良剤に再利用し、「下水肥料」として農地に利用・還元しています。／平成 23 年度汚泥発生量 4,513 t

②ごみの分別とリサイクル化の推進

- ・リサイクル活動を推進するため、自治会や各種団体及び回収業者が回収した資源量に応じて奨励金を交付しています。／平成 23 年度集団資源回収量 8,157 t
- ・リサイクルバンクでは、家庭で不用となった家具や物品等、再利用可能な品物を回収して、希望する市民に無償で提供しています。
／平成 23 年度実績 市民提供件数 1,397 件、来場者数 6,129 人
- ・ごみ・資源物の正しい分別と排出を促すため、「分別の手引き」と「収集日カレンダー」を作成して、全世帯に配付しています。
- ・ごみの減量化、リサイクルの推進と意識の高揚を図るため、出前講座を開催しています。
／平成 23 年度出前講座開催数 17 回、参加人数 496 人

③水の有効利用

- ・下水処理水（中水）を浄化センター施設内（し渣処理施設）で使用しています。
- ・環境マネジメントシステムの実行プログラムのひとつとして、節水に取り組んでいます。
- ・市の施設のトイレに消音機を設置し、節水に取り組んでいます。

④環境配慮型製品などの利用促進

- ・グリーン購入調達方針を定め、エコマーク商品、グリーンマーク商品など、環境負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入し、その調達状況を調査しています。

2. 豊かな自然をはぐくむまちの実現に向けて

(1) 生態系の保全

①生態系の保全

- ・北海道自然環境等保全条例などに基づき、「環境緑地保護地区」に指定された屯田兵村林(11.9ha)、江別鉄道林(37.5ha)、しのつ河畔林(8.5ha)の3ヶ所の自然環境の保全に努めています。
- ・鳥獣保護法などに基づき指定された鳥獣保護区1ヶ所(野幌森林公園 1,841ha)及び特定猟具使用禁止区域4ヶ所(朝日町・世田豊平川・越後沼・野津幌川の区域 合計面積82ha)の自然環境の保全に努めています。

(2) 身近なみどりの保全と創出

①緑地などの保全

- ・市民の緑化意識を啓発するため、保存樹木等の名木百選ウォッチングを実施しています。
／平成23年度参加者数 39名
- ・保存樹林地(錦山天満宮、上江別村上、野幌屯田兵第二中隊本部の3ヶ所 合計面積7.3ha)、保存樹木等(114本)を指定し、樹木の保護育成を図っています。
- ・樹木の樹勢、病気に応じて保存樹木治療と市民植樹木のサクラ類の病虫害防除を実施しています。

②緑化の推進

- ・市民等の慶事を祝って、市民植樹の機会を提供し市民参加による緑化を推進しています。
／平成23年度記念植樹本数 107本
- ・緑化専門員を配置し、市民からの緑化相談等に対応しています。
- ・広報えべつに植栽・緑化に関する情報を掲載し、広く市民へ周知しています。
- ・市民生活に潤いとやすらぎを与える花を、市民団体等の手により街路や地域花壇等に飾る「花のある街並みづくり運動」を実施しています。
／平成23年度参加団体数 自治会・高齢者クラブ等 107団体、小中学校 28校
- ・市庁舎前庭及び周辺緑地の適正な維持管理を行い、庁舎花壇等整備を実施しています。
- ・情報図書館緑地の保全及び街路樹等の適正な管理を実施しています。
- ・浄化センター構内の花壇を整備し、緑化事業を実施しています。
- ・都市緑地保全法に基づき、若草町の街区(4,105㎡)にて、緑地協定を締結しています。

③公園緑地の整備

- ・市民に親しまれる公園づくりなど、都市公園緑地の管理を適正に実施しています。
／都市公園 228ヶ所

④農地の保全と活用

- ・農業振興地域について、整備計画に沿った土地利用形態を確立することにより、優良な農用地の確保を図ります。／平成23年度農用地面積 7,075ha
- ・次代を担う子ども達が、食べることを通じて地域農業や地場農産物への理解を深めるように、農業体験学習への補助を行っています。
／平成23年度市内小学生農業体験延べ17回、950名参加

3. 人にやさしいまちの実現に向けて

(1) 良好な生活環境の確保

①大気の保全

- ・事業場等に対し、法令・規則等に基づく施設の設置・管理状況の調査・指導を実施しています。
- ・環境クリーンセンターでは、ごみ焼却により発生する有害物質等の排出を抑制するため、適正な運転・維持管理を行っています。また、施設の安定的な稼動のために定期的な点検整備を実施しています。
- ・公用車の入替時期には、積極的に低公害車及び最新規格適合車の導入を図っています。
- ・窯業工場から排出される「ふっ化水素」について簡易調査を実施しています。
／平成 23 年度測定地点数 3 地点（年間 4 回実施）

②水質の保全

- ・河川水質調査を定期的実施しています。
／平成 23 年度調査地点数 5 河川 7 地点（年間 6 回実施）
- ・公害防止協定に基づき、工場排水の水質調査を実施しています。
／平成 23 年度立入調査対象 3 事業所（年間 2 回実施）
- ・千歳川流域の市町村と連携し、千歳川の水質調査の実施と連絡会議を開催しています。
／千歳川連絡会議での河川水質調査回数（年間 6 回実施）
- ・油流出事故などの水道水源事故に迅速に対応するため、連絡体制を構築しています。
- ・浄水場において、定期的に水道水源である千歳川の水質検査を行い、日常的に水質を監視しています。
- ・浄水場放流水は、水質汚濁防止法の水質基準を遵守して放流しています。
- ・浄化センターでは、計画汚水量に対応する施設建設・維持を適正に行い、定期的に点検を実施しています。
- ・下水処理水は、水質汚濁防止法や下水道法の水質基準を遵守して放流しています。
- ・給食センターの排水を適正に維持し、定期的に点検実施しています。／年間 12 回実施
- ・公共下水道の未整備地域（主に農村地区）のトイレ水洗化及び公共用水域の生活排水の適正処理を推進するため、合併処理浄化槽の設置者に対し工事費の一部を補助しています。
／平成 23 年度補助世帯数 8 世帯
- ・農業者に生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、合併処理浄化槽設置に係る貸付制度を設けています。／平成 23 年度合併浄化槽設置基数 1 件

③騒音・振動の防止

- ・工場・事業所に対し、法令・規則等に基づく施設の設置・管理状況の調査・指導を実施しています。
- ・特定建設作業（騒音・振動を伴う市街地の建設作業）の実施届出時に、近隣の生活環境に配慮した低騒音・低振動工法での施工を指導しています。
- ・道路改良工事等では、低騒音型工法を採用し騒音・振動の発生の防止に努めています。
- ・騒音の状況を把握するため、一般地域と道路に面する地域を計画的に騒音調査を実施しています。／平成 23 年度調査実施地点 一般地域 6 地点、道路に面する地域 3 地点
- ・広報えべつに、エコドライブに関連する記事を掲載し、市民意識の啓発を図っています。

④悪臭の防止

- ・特定施設（悪臭発生施設）に立入し、悪臭物質の測定を実施しています。
／平成23年度測定実施施設 1事業所（所内2カ所）、6物質測定
- ・家畜排せつ物法に基づく畜舎の適正な管理及び利用を促進するため、処理施設の設置にあたっては、無利子での貸付制度を設けています。
- ・家畜のふん尿の適正処理について、指導を実施しています。

⑤化学物質による環境汚染の防止

- ・大気・水質・土壌のダイオキシン類の環境調査を実施しています。
／平成23年度調査実施項目 大気3地点、水質1地点、土壌1地点を実施
- ・環境クリーンセンターの排煙等に係るダイオキシン類の環境調査を実施しています。
- ・学校の普通教室、特別教室の空気環境検査を実施しています。
- ・ごみの野焼き防止を啓発・指導していくために、のぼり旗の設置や野焼き防止パトロールを実施しています。／平成23年度のぼり旗設置数 21本

4. うるおいとやすらぎのあるまちの実現に向けて

(1) 個性ある都市空間の創造

①地域特性を生かした空間・場の創造

- ・景観の日（10月4日）に合わせ、市内3公民館で写真パネル展（まちづくり彩々展）を実施しています。
- ・景観保全のため、北海道屋外広告物条例に違反する貼り紙及び建て看板等の除去を実施しています。／平成23年度違反広告除去数 1,823枚
- ・公園の改修に際し、市民参加型による改修工事を実施しています。
／平成23年度対象工事 えんじゅ公園改修整備工事（再整備面積 4,808㎡）
- ・セラミックアートセンターにおいて、多くの市民に陶芸体験の機会や、観賞の機会を提供し、陶芸文化などに対する市民意識の高揚を図っています。

(2) 参加と協働による環境保全

①環境教育・環境学習の推進

- ・小学生を対象に、地球温暖化防止、太陽光発電の仕組み、ごみ減量講座など環境出前授業を実施しています。／平成23年度環境出前授業参加児童数 1,384名
- ・小学生を対象に、「エコチャレンジノート（家庭生活での節電手引き）」「江別の自然（市内の自然環境読本）」を作成・配布し、環境学習を支援しています。
／平成23年度 使用児童数 147名
- ・市内の放課後児童会や公民館において、地球温暖化問題を中心とした環境学校を開催しました。
／平成23年度参加児童数 683名
- ・小学校の夏・冬の休み期間に、江別の地域資源（石狩川、早苗別川ほか）を活用して自然観察と体験、冬は太陽光エネルギー実験など環境学習事業を開催しました。
／平成23年度事業参加児童数 106名
- ・6月の環境月間に合わせて、市民団体との共催により「えべつ環境広場」を開催しています。
／平成23年度環境広場入場者数 800名
- ・市民の環境に対する意識の高揚を図るため、「えべつ市民環境講座」を開催しています。

／平成 23 年度開催数 5 回開催（うち 1 回は現地見学）

- ・広報えべつにて、各種環境イベントの情報提供に努めています。

②自主的な環境保全活動の推進

- ・市民及び事業者等で構成する市民団体「えべつ地球温暖化対策地域協議会」と協働し、「えべつ環境広場」を中心に「各種環境セミナー」など温暖化防止に関連した事業を実施しています。

第 2 節 江別市環境マネジメントシステム

江別市は、自らの事務・事業活動に伴い発生する環境への負荷を低減するため、ISO14001 に準拠した江別市環境マネジメントシステムを平成 15 年度に導入しました。翌 16 年度から本格的に運用し、23 年度は第 3 期（22～25 年度）実施計画を推進しています。

江別市環境マネジメントシステムは、17 の環境側面を特定し、環境への負荷を低減するため、「紙」「水」「電気」「重油」「灯油」など使用量を削減する省資源・省エネルギー活動やグリーン購入などの環境配慮活動に取り組んでいます。

1. 環境マネジメントシステム実行プログラム集計結果

平成 23 年度から第 3 期実施計画期間が始まり、各種エネルギーなどの削減目標を大幅に上方修正しています。その結果、削減目標を達成した項目は「ガソリンの使用」「事務用紙の使用」などでしたが、他の項目についても目標達成に向けて取り組みを継続していきます。

▽環境マネジメント実行プログラム集計結果

実行プログラム項目	平成22年度			平成23年度		
	削減目標	結果	評価	削減目標	結果	評価
事務用紙の使用	△ 2%	1.29%		△ 2%	△9.64%	○
水の使用	△ 17%	△ 11.96%		△ 17%	△13.35%	
電気の使用	△ 6%	0.25%		△ 6%	0.004%	
ガソリンの使用	△ 11%	△11.90%	○	△ 14%	△17.89%	○
都市ガスの使用	-	-		△ 3%	△17.38%	○
灯油の使用	△ 3%	0.24%		△ 3%	8.56%	
重油の使用	△ 15%	△14.65%		△ 15%	△ 11.10%	

※「都市ガスの使用」については、平成 21 年度より順次天然ガス（13A）に転換したため、基準年度を平成 22 年度としています。

2. 職員の環境配慮活動の取り組み

環境配慮意識の向上を図るため、市職員の環境配慮活動の取組状況を調べています。環境配慮活動は電気、紙、リサイクルなど 12 項目です。平成 23 年度は概ね実施率は 95%を超えており、職員の取組みは定着しているものといえます。

▽職員的环境配慮活動集計結果

環境配慮活動の取組み項目	平成 22 年度	平成 23 年度	傾向
トイレ・給湯室の利用者がいない時の消灯	99%	99%	→
アイドリングストップの徹底	99%	98%	↓
公共交通機関の積極的な利用	93%	94%	↑
両面コピーの徹底	97%	97%	→
必要枚数のコピー	99%	98%	↓
大量印刷の原稿チェック	98%	99%	↑
庁内LAN活用・資料の共有化	99%	99%	→

3. グリーン購入の取組み

江別市は、国に準じてグリーン購入調達方針を定め、環境にやさしい事務用品等を購入するように努めています。平成 23 年度は 2 分野で調達目標を達成しましたが、「要求する品質・規格に適合する物品等が製造されていない」「価格が割高であり、予算上の制約を受ける」などの理由から 8 分野で調達目標を下回る結果となりました。

▽グリーン購入の結果

特定調達物品等	調達目標	調達率	評価	
1. 紙 類	100%	93.9%		
2. 納入印刷物	100%	60.0%		
3. 文具類	100%	97.4%		
4. オフィス家具	100%	96.9%		
5. O A 機器	100%	96.6%		
6. 家電製品	100%			
7. エアコンディショナー等	100%			
8. 温水器等	100%			
9. 照 明	蛍光灯照明器具	100%	100.0%	○
	蛍光ランプ	可能な限り調達に努める	<81.6%>	
	電球形状のランプ	100%	44.1%	
10. 自動車等（緊急自動車等、業務上支障があると認められる車両を除く）	100%	100.0%	○	
11. 消火器	100%			
12. 制服・作業服	100%	98.4%		
13. インテリア・寝装寝具	100%			
14. 作業用手袋	100%	95.9%		
15. その他繊維製品	可能な限り調達に努める			
16. 設 備	—			
17. 防災用備蓄用品	—			
18. 公共工事	可能な限り調達に努める			

※評価：○は目標達成。調達率の斜線は報告対象外の物品等です。

第3節 江別市地球温暖化対策実行計画

江別市は、平成19年度に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）に基づき、江別市地球温暖化対策実行計画を策定し、市の事務・事業活動に伴い発生する温室効果ガスの削減活動を推進しているところです。具体的には江別市環境マネジメントシステムにより、市の事務・事業活動で使用する電気・重油などのエネルギー使用量の低減に向けて取り組んでいます。

平成22年度には「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）の改正により、市についても一事業者として、省エネ法に基づきエネルギー使用量を毎年、国に報告することとなったことから、江別市地球温暖化対策実行計画についても二酸化炭素排出量の積算については省エネ法の報告に準じた数値とし、削減目標についても法改正の適用を受ける平成21年度を基準年度として温室効果ガスの排出量年1%ずつ低減していくなど改定したところであります。

平成23年度の温室効果ガス排出量は、平成21年度（基準年）と比べ2.4%の削減となりました。

▽温室効果ガス別排出量の結果

(t-CO₂)

ガスの種類	平成21年度(基準)	平成23年度	増減量	増減率
二酸化炭素	55,904	54,302	△ 1,602	-2.9%
メタン	293	341	48	16.4%
一酸化二窒素	1,407	1,564	157	11.2%
ハイドロフルオロカーボン	2	2	0	0.0%
パーフルオロカーボン	0	0	0	0.0%
六フッ化水素	0	0	0	0.0%
合計	57,606	56,209	△ 1,397	-2.4%

※算出はkg単位のため端数整理しています。

環境調査関係等資料

測定データ編

1. 平成23年度 大気汚染物質の測定結果

(1) 窒素酸化物

◇篠津大気汚染環境測定局

項目	単位	平成23年										平成24年			年間値	日平均値の年間98%値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
一酸化窒素	有効測定日数	日	30	31	29	31	31	28	31	30	30	31	29	30	361	0.014
	測定時間	時間	717	742	713	740	741	687	741	718	737	742	694	733	8,705	
	月平均値	ppm	0.002	0.002	0.003	0.002	0.004	0.003	0.004	0.003	0.005	0.007	0.004	0.002	0.004	
	1時間値の最高値	ppm	0.036	0.009	0.026	0.019	0.017	0.021	0.049	0.026	0.060	0.068	0.053	0.020	0.068	
	日平均値の最高値	ppm	0.006	0.004	0.006	0.009	0.008	0.007	0.009	0.010	0.025	0.023	0.016	0.006	0.025	
二酸化窒素	有効測定日数	日	30	31	29	31	31	28	31	30	30	31	29	30	361	0.027
	測定時間	時間	717	742	713	740	741	687	741	718	737	742	694	733	8,705	
	月平均値	ppm	0.007	0.006	0.009	0.012	0.019	0.009	0.009	0.008	0.011	0.014	0.012	0.007	0.010	
	1時間値の最高値	ppm	0.046	0.028	0.030	0.033	0.038	0.037	0.041	0.035	0.041	0.049	0.050	0.031	0.050	
	日平均値の最高値	ppm	0.017	0.013	0.017	0.022	0.030	0.032	0.014	0.019	0.029	0.032	0.028	0.014	0.032	
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
窒素酸化物	有効測定日数	日	30	31	29	31	31	28	31	30	30	31	29	30	361	0.039
	測定時間	時間	717	742	713	740	741	687	741	718	737	742	694	733	8,705	
	月平均値	ppm	0.010	0.008	0.012	0.015	0.022	0.012	0.013	0.012	0.016	0.022	0.016	0.010	0.014	
	1時間値の最高値	ppm	0.062	0.032	0.044	0.039	0.048	0.049	0.078	0.056	0.084	0.111	0.103	0.041	0.111	
	日平均値の最高値	ppm	0.021	0.015	0.022	0.025	0.037	0.039	0.023	0.028	0.054	0.055	0.044	0.019	0.055	
	月平均値NO ₂ /(NO+NO ₂)	%	77.4	77.8	78.2	84.7	83.7	73.6	67.9	71.4	69.5	66.1	72.5	77.3	74.8	

◇野幌自動車排出ガス測定局

項目	単位	平成23年										平成24年			年間値	日平均値の年間98%値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
一酸化窒素	有効測定日数	日	30	31	29	31	31	28	31	30	30	31	29	30	361	0.054
	測定時間	時間	716	742	713	742	742	687	742	718	736	742	694	734	8,708	
	月平均値	ppm	0.008	0.007	0.008	0.008	0.008	0.010	0.016	0.016	0.021	0.029	0.019	0.009	0.013	
	1時間値の最高値	ppm	0.095	0.028	0.027	0.031	0.029	0.064	0.134	0.180	0.131	0.256	0.151	0.055	0.256	
	日平均値の最高値	ppm	0.026	0.013	0.011	0.014	0.017	0.016	0.034	0.041	0.059	0.065	0.046	0.027	0.065	
二酸化窒素	有効測定日数	日	30	31	29	31	31	28	31	30	30	31	29	30	361	0.034
	測定時間	時間	716	742	713	742	742	687	742	718	736	742	694	734	8,708	
	月平均値	ppm	0.012	0.008	0.009	0.008	0.010	0.011	0.014	0.015	0.019	0.023	0.020	0.014	0.014	
	1時間値の最高値	ppm	0.071	0.031	0.028	0.024	0.027	0.037	0.046	0.047	0.051	0.065	0.058	0.052	0.071	
	日平均値の最高値	ppm	0.026	0.014	0.016	0.015	0.016	0.016	0.022	0.024	0.034	0.038	0.034	0.026	0.038	
	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
窒素酸化物	有効測定日数	日	30	31	29	31	31	28	31	30	30	31	29	30	361	0.091
	測定時間	時間	716	742	713	742	742	687	742	718	736	742	694	734	8,708	
	月平均値	ppm	0.020	0.015	0.017	0.016	0.018	0.020	0.030	0.031	0.039	0.052	0.038	0.024	0.027	
	1時間値の最高値	ppm	0.165	0.056	0.050	0.048	0.052	0.090	0.171	0.226	0.174	0.317	0.209	0.100	0.317	
	日平均値の最高値	ppm	0.053	0.025	0.026	0.029	0.033	0.029	0.050	0.063	0.093	0.101	0.080	0.053	0.101	
	月平均値NO ₂ /(NO+NO ₂)	%	58.3	55.7	55.3	52.5	53.9	51.8	47.2	48.8	47.2	43.9	51.5	59.9	50.7	

(2) 二酸化硫黄の測定結果

◇篠津大気汚染環境測定局

項目	単位	平成23年										平成24年			年間値	日平均値の2%除外値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
有効測定日数	日	30	31	29	31	31	28	31	30	30	31	29	30	361	0.008	
測定時間	時間	717	742	714	742	742	687	741	718	737	742	694	733	8,709		
月平均値	ppm	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.003	0.002		
1時間値が0.1ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1時間値の最高値	ppm	0.024	0.030	0.012	0.016	0.033	0.027	0.031	0.028	0.026	0.018	0.034	0.029	0.034		
日平均値の最高値	ppm	0.010	0.008	0.005	0.006	0.013	0.009	0.006	0.006	0.005	0.004	0.010	0.010	0.013		

(3) 浮遊粒子状物質の測定結果

◇篠津大気汚染環境測定局

項目	単位	平成23年										平成24年			年間値	日平均値の年間2%除外値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
有効測定日数	日	30	31	30	31	31	29	31	30	31	31	29	30	364	0.039	
測定時間	時間	718	743	718	743	743	709	742	718	742	743	694	736	8,749		
月平均値	mg/m ³	0.017	0.013	0.020	0.017	0.020	0.015	0.016	0.013	0.009	0.010	0.012	0.014	0.015		
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1時間値の最高値	mg/m ³	0.077	0.058	0.090	0.074	0.099	0.082	0.055	0.142	0.046	0.048	0.054	0.063	0.142		
日平均値の最高値	mg/m ³	0.058	0.043	0.039	0.045	0.060	0.048	0.032	0.025	0.019	0.019	0.030	0.036	0.060		

◇野幌自動車排出ガス測定局

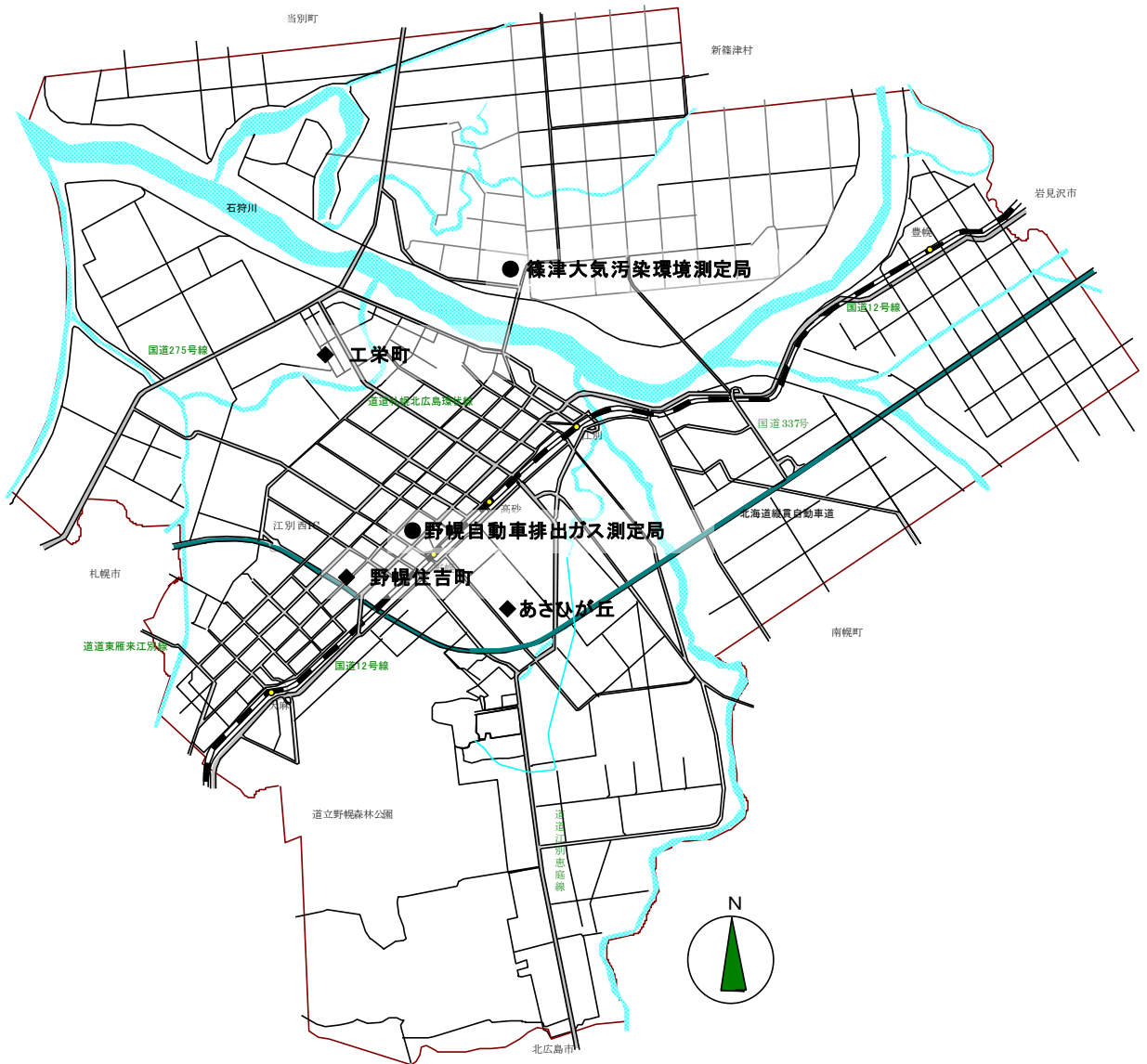
項目	単位	平成23年										平成24年			年間値	日平均値の年間2%除外値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
有効測定日数	日	30	31	30	31	31	28	31	30	31	31	29	30	363	0.032	
測定時間	時間	717	743	718	743	743	707	743	719	741	743	695	736	8,748		
月平均値	mg/m ³	0.017	0.012	0.019	0.014	0.014	0.012	0.015	0.013	0.009	0.011	0.012	0.014	0.014		
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1時間値の最高値	mg/m ³	0.118	0.099	0.068	0.076	0.065	0.067	0.051	0.058	0.042	0.070	0.059	0.060	0.118		
日平均値の最高値	mg/m ³	0.061	0.046	0.034	0.041	0.037	0.020	0.032	0.023	0.017	0.022	0.031	0.032	0.061		

(4) ふっ化水素測定結果

(単位: μgHF/日/100cm³)

測定場所	用途地域	平成23年			24年	平均	各年度平均値				
		5月	8月	11月	2月		H18	H19	H20	H21	H22
工栄町	工業専用地域	0.2	0.4	0.6	<0.2	0.3	0.7	1.0	0.4	0.9	0.6
野幌住吉町	第1種住居地域	<0.2	1.4	3.7	<0.2	1.3	2.5	2.4	0.6	1.5	2.2
あさひが丘	第1種住居専用地域	0.2	0.5	0.5	0.2	0.3	2.0	2.2	0.4	0.8	2.0
3カ所	平均値	0.2	0.7	1.6	0.2	0.6	1.7	1.7	0.9	1.0	1.6

□大気汚染物質の測定地点位置図



凡 例	
●	大気汚染自動測定局
◆	ふっ化水素測定地点

2. 平成23年度 河川水質調査の測定結果

(1) 河川水質（生活環境項目など）の測定結果

水域名	測定地点	類型	pH		DO			BOD (mg/l)			COD	SS		大腸菌群数 (MPN/100ml)		全窒素	全りん (mg/l)	アンモニア性窒素		調査主体		
			m/n	範囲	m/n	平均値	m/n	75%値	平均値	範囲		M/N	m/n	平均値	m/n			平均値	M/N		M/N	M/N
石狩川	石狩大橋	B	0/12	7.1 ~ 7.5	0/12	11	0/12	1.0	0.9	0.6 ~ 1.1	4.4/12	5/12	24	2/12	2,700	1.0/12	0.058/12	0.13/12	北海道開発局			
			1/6	6.3 ~ 7.0	1/6	10	1/6	1.9	1.6	1.1 ~ 2.3	5.1/6	0/6	12	3/6	4,400	—	0.103/6	0.50/6				
千歳川	ゆめみ野東町17、地先	A	0/4	7.2 ~ 7.4	1/4	9.5	0/4	1.7	1.6	1.2 ~ 1.9	—	0/4	14	2/4	2,200	—	—	—	北海道			
			0/6	6.5 ~ 7.2	1/6	10	1/6	2.0	1.6	1.0 ~ 2.6	5.4/6	0/6	11	2/6	4,600	—	0.075/6	0.45/6				
夕張川	新江別橋	A	0/12	7.2 ~ 7.4	0/12	10	0/12	1.4	1.6	0.8 ~ 2.5	—	1/12	14	9/12	2,600	1.7/12	0.091/12	0.41/10	北海道開発局			
			0/12	7.4 ~ 7.7	0/12	10	0/12	1.4	1.0	<0.5 ~ 1.7	—	5/12	37	12/12	21,700	1.1/12	0.069/12	0.28/4				
篠津川	篠津橋	A	0/4	6.8 ~ 7.1	1/4	8.5	2/4	2.5	2.2	1.8 ~ 2.5	—	0/4	15	4/4	5,800	—	—	—	北海道			
			0/12	6.9 ~ 7.3	3/12	8.5	4/12	3.3	3.3	1.6 ~ 8.9	—	0/12	12	4/12	6,900	8.4/2	0.92/2	—				
豊平川	中沼	B	0/48	6.6 ~ 7.4	6/48	10	2/48	1.9	1.5	0.5 ~ 4.7	4.6/11	0/48	6	10/48	6,200	3.0/14	0.256/14	0.28/12	北海道開発局			
			0/5	6.4 ~ 7.0	0/5	8.5	0/5	1.6	1.0	<0.5 ~ 1.6	—	0/5	6	—	—	—	—	—				
世田豊平川	東1号橋	—	0/5	6.4 ~ 6.9	0/5	5.9	0/5	4.8	3.9	1.9 ~ 6.0	—	0/5	13	—	—	—	—	—	江別市			
			0/4	6.9 ~ 7.3	0/4	5.8	0/4	12	12	10.0 ~ 13.0	—	0/4	22	—	—	—	—	—				
屯田川	屯田橋	—	0/4	6.9 ~ 7.5	0/4	12	0/4	0.9	0.8	0.6 ~ 1.0	—	0/4	2	—	—	—	—	—	江別市			
			0/4	6.3 ~ 6.7	0/4	5.5	0/4	2.6	2.5	1.6 ~ 3.9	—	0/4	6	—	—	—	—	—				

注) ①m/nは、環境基準を超えた検体数/総検体数。 ②M/Nは、平均値/総検体数。

注) 上表の類型による生活環境の保全に関する環境基準は以下のとおりです。

<環境基準>

類型	pH	DO (mg/l)		BOD (mg/l)		SS (mg/l)		大腸菌群数 (MPN/100ml)	
		7.5 以上	2 以下	25 以下	25 以下	1,000 以下	5,000 以下		
A	6.5~8.5	7.5 以上	2 以下	25 以下	25 以下	1,000 以下	5,000 以下		
B	6.5~8.5	7.5 以上	3 以下	25 以下	25 以下	1,000 以下	5,000 以下		

○調査主体:北海道開発局、北海道、札幌市の数値データは、北海道ホームページ(環境推進課)「公共用水域水質測定結果」に基づくもの。

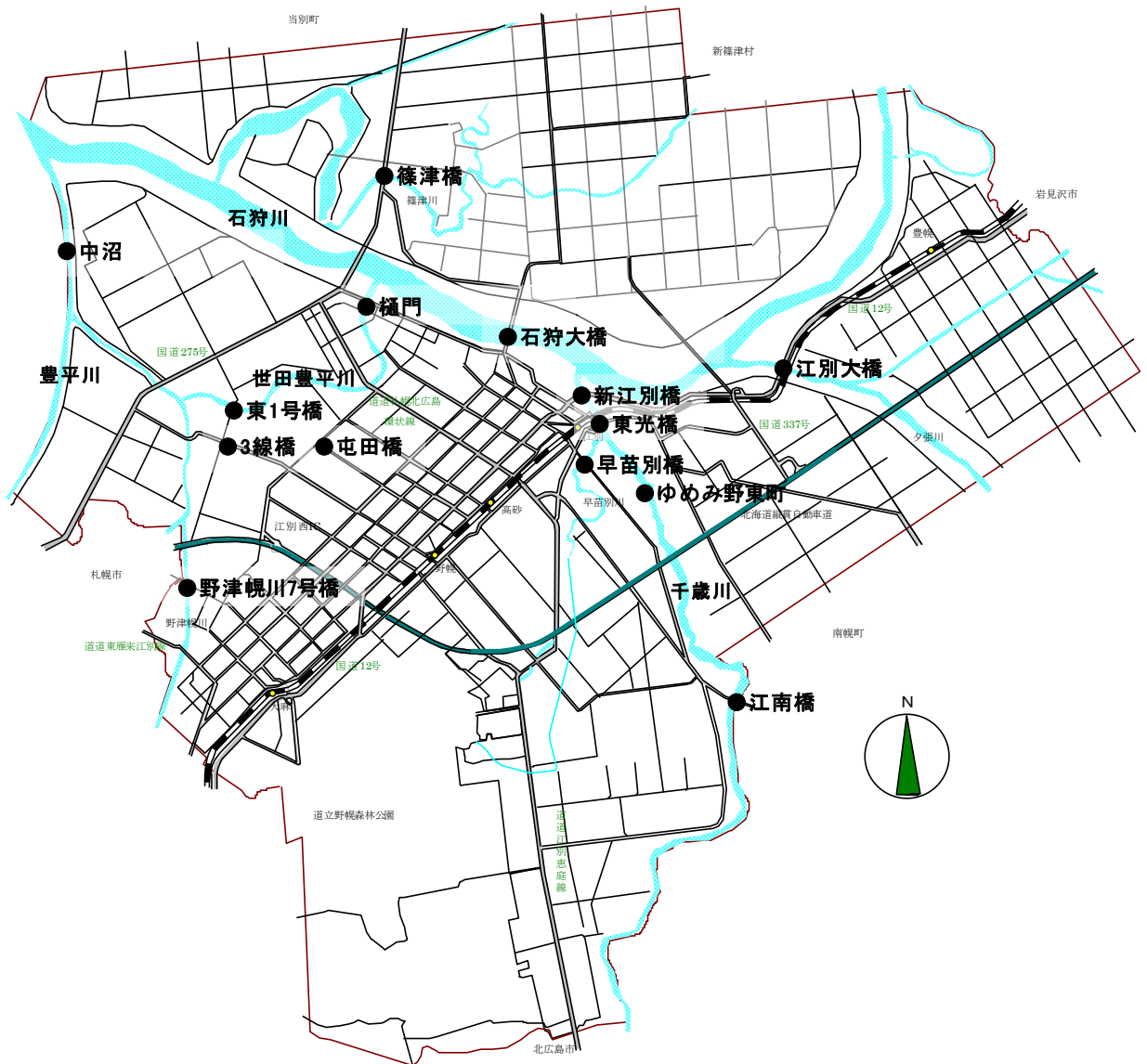
(2) 河川水質 (健康項目) の測定結果

水域名	千歳川																						
	石狩川						新江別橋																
	4月20日	5月16日	6月8日	7月13日	8月3日	9月29日	10月19日	11月9日	12月7日	1月12日	2月8日	3月7日											
地点名	石狩大橋						ゆめみ野東町																
調査主体	北海道開発局						北海道開発局																
採水月日	4月20日	5月16日	6月8日	7月13日	8月3日	9月29日	10月19日	11月9日	12月7日	1月12日	2月8日	3月7日	4月16日	5月16日	6月8日	7月13日	8月3日	9月29日	10月19日	11月9日	12月7日	1月12日	
カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
ヒ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀																							
P C B																							
ジクロロメタン																							
四塩化炭素																							
1,2-ジクロロエタン																							
1,1-ジクロロエチレン																							
シス-1,2-ジクロロエチレン																							
1,1,1-トリクロロエタン																							
1,1,2-トリクロロエタン																							
トリクロロエチレン																							
テトラクロロエチレン																							
1,3-ジクロロプロパン																							
チウラム																							
シマジン																							
チオベンカルブ																							
ベンゼン																							
セレン																							
硝酸性窒素	0.83	0.77	0.48	0.55	0.41	0.66	0.63	0.65	0.71	0.65	0.61	0.68											
亜硝酸性窒素	0.008	0.020	0.015	0.014	0.012	0.010	0.016	0.021	0.012	0.011	0.011	0.010											
硝酸性・亜硝酸性窒素	0.83	0.79	0.49	0.56	0.42	0.67	0.64	0.67	0.72	0.66	0.62	0.69											
ふっ素	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1											
ほう素	0.02	0.02			0.05			0.06			0.09												
1,4-ジオキサン					<0.005																		

水域名	夕張川			篠津川			野津幌川							
	江別大橋			篠津橋			野津幌川七号橋							
	北海道開発局			北海道			札幌市							
採水月日	5月16日	8月3日	11月9日	1月12日	6月6日	10月14日	5月11日	6月7日	7月21日	9月21日	11月2日	12月7日	1月11日	3月7日
カドミウム		<0.001	<0.001						<0.001				<0.001	
全シアン		<0.1	<0.1						<0.1				<0.1	
鉛		<0.005	<0.005						<0.005				<0.005	
六価クロム		<0.02	<0.02						<0.02				<0.02	
ヒ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005					<0.005		<0.005		<0.005	
総水銀		<0.0005	<0.0005						<0.0005					
アルキル水銀														
PCB		<0.0005							<0.0005					
ジクロロメタン		<0.002						<0.002				<0.002		
四塩化炭素		<0.0002						<0.0002				<0.0002		
1,2-ジクロロエタン		<0.0004						<0.0004				<0.0004		
1,1-ジクロロエチレン		<0.01						<0.01				<0.01		
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004						<0.004				<0.004		
1,1,1-トリクロロエタン		<0.001						<0.001				<0.001		
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006						<0.0006				<0.0006		
トリクロロエチレン		<0.002						<0.002				<0.002		
テトラクロロエチレン		<0.0005						<0.0005				<0.0005		
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002						<0.0002				<0.0002		
チウラム		<0.0006						<0.0006				<0.0006		
シマジン		<0.0003						<0.0003				<0.0003		
チオベンカルブ		<0.002						<0.002				<0.002		
ベンゼン		<0.001						<0.001				<0.001		
セレン		<0.002						<0.002				<0.002		
硝酸性窒素	0.69	0.28	0.56	0.52	0.43	2.7	6.2	7.0	7.0	5.1	5.1	5.8	5.2	
亜硝酸性窒素	0.010	0.027	0.023	0.007	0.017	0.032	0.11	0.051	0.051	0.028	0.20	0.26	0.29	
硝酸性・亜硝酸性窒素	0.70	0.30	0.56	0.52	0.44	2.7	6.3	7.0	7.0	5.1	5.3	6.1	5.5	
ふっ素		<0.1					<0.1				<0.1			
ほう素		0.07							0.13				0.18	
1,4-ジオキサン		<0.005						<0.005				<0.005		

水域名	豊平川												環境基準	
	地点名	中沼												
		札幌市												
調査主体	札幌市													
採水月日	4月20日	5月16日	6月7日	7月21日	8月3日	9月21日	10月12日	11月9日	12月7日	1月11日	2月8日	3月7日		
カドミウム				<0.001	<0.001								<0.001	0.003mg/l以下
全シアン				<0.1	<0.1								<0.1	検出されないこと
鉛		<0.005		<0.005	<0.005		<0.005						<0.005	0.01mg/l以下
六価クロム				<0.02	<0.02								<0.02	0.05mg/l以下
ヒ素		<0.005	0.007	0.008	0.006	0.006	0.007	0.007	0.011	0.008	0.008	0.012	0.008	0.01mg/l以下
総水銀				<0.0005	<0.0005					<0.0005			<0.0005	0.0005mg/l以下
アルキル水銀														検出されないこと
P C B				<0.0005	<0.0005								<0.005	検出されないこと
ジクロロメタン			<0.002		<0.002				<0.002					0.02mg/l以下
四塩化炭素			<0.0002		<0.0002				<0.0002					0.002mg/l以下
1,2-ジクロロエタン			<0.0004		<0.0004				<0.0004					0.004mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン			<0.01		<0.01				<0.01					0.1mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン			<0.004		<0.004				<0.004					0.04mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン			<0.001		<0.001				<0.001					1mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン			<0.0006		<0.0006				<0.0006					0.006mg/l以下
トリクロロエチレン			<0.002		<0.002				<0.002					0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン			<0.0005		<0.0005				<0.0005					0.01mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン			<0.0002		<0.0002				<0.0002					0.002mg/l以下
チウラム				<0.0006	<0.0006				<0.0006					0.006mg/l以下
シマジン				<0.0003	<0.0003				<0.0003					0.003mg/l以下
チオベンカルブ				<0.002	<0.002				<0.002					0.02mg/l以下
ベンゼン			<0.001		<0.001				<0.001					0.01mg/l以下
セレン				<0.002	<0.002				<0.002				<0.002	0.01mg/l以下
硝酸性窒素	1.0	0.75		0.36	3.3	1.3	2.6	2.6		1.9	0.80	0.80	1.9	—
亜硝酸性窒素	0.005	0.012		<0.005	0.11	0.021	0.21	0.21		0.050	0.030	0.030	0.050	—
硝酸性・亜硝酸性窒素	1.0	0.76		0.37	3.4	1.3	2.8	2.8		2.0	0.83	0.83	2.0	10mg/l以下
ふっ素					<0.1									0.8mg/l以下
ほう素		0.08	0.05	0.18	0.23	0.14	0.21	0.21	0.27	0.19	0.15	0.24	0.19	1mg/l以下
1,4-ジオキサン			<0.005		<0.005				<0.005				<0.005	0.05mg/l以下

□河川水質調査の測定地点位置図



3. 平成 23 年度 環境騒音調査の実測結果

(1) 道路交通騒音（道路に面する地域）調査

(単位:dB(A))

測定地点	路線名	類型	車線	幹線	昼 間(6:00~22:00)					夜 間(22:00~6:00)				
					騒音レベル	環境基準	適否	要請限度	適否	騒音レベル	環境基準	適否	要請限度	適否
野幌寿町31	市道三番通	B	4	幹線	65	70	○	75	○	57	65	○	70	○
元野幌228	道央自動車道	C	4	幹線	57	70	○	75	○	50	65	○	70	○
野幌若葉町98	道央自動車道	C	4	幹線	58	70	○	75	○	51	65	○	70	○

■測定日：平成 23 年 9 月 20 日～9 月 21 日

- ・騒音レベル：等価騒音レベル L_{Aeq} =騒音のエネルギー平均値、環境基準は L_{Aeq} で評価
- ・要請限度：自動車等からの騒音などで、人の健康や生活環境が害されないとされる最低限度

(2) 環境騒音調査（一般地域）

(単位:dB(A))

測定地点名	類型	昼 間 (6:00~22:00)			夜 間 (22:00~6:00)		
		騒音レベル	環境基準	適 否	騒音レベル	環境基準	適 否
幸町25	A	47	55	○	42	45	○
野幌4	A	50	55	○	46	45	×
野幌町64	C	50	60	○	45	50	○
野幌屯田町22	A	48	55	○	44	45	○
野幌住吉町29	A	47	55	○	43	45	○
野幌代々木町65	A	48	55	○	44	45	○

■測定日：平成 23 年 10 月 13 日～10 月 14 日

4. 平成 23 年度ダイオキシン類の調査測定結果

(1) 大気調査（調査時期：平成 23 年 8 月～平成 24 年 1 月）

(単位:pg-TEQ/m³)

調査地点	調査区分	測 定 値			平均値	平成22年度 調査結果 (平均値)	環境基準
		1回目	2回目	3回目			
美原地区 (北海道調査)	一般環境	0.009	0.009	0.024	0.014	0.041	0.6以下
角山地区 (北海道道調査)	発生源周辺	0.010	0.110	-	0.060	0.025	
高砂町地区	沿 道	0.016	0.017	-	0.017	0.018	
工栄町地区	発生源周辺	0.024	0.055	-	0.040	0.020	

(2) 河川水質調査（調査時期：平成 23 年 8 月、平成 24 年 1 月）

(単位:pg-TEQ/l)

調査地点	測 定 値		平均値	平成22年度 調査結果 (平均値)	環 境 基 準
	1回目	2回目			
千 歳 川	0.53	0.072	0.30	0.17	1 以下

(3) 土壌調査（調査時期：平成 23 年 8 月）

(単位:pg-TEQ/g)

調査地点	調査区分	測 定 値	環 境 基 準
工栄町地区	発生源周辺	2.0	1,000以下

*環境基準は工業専用地域では適用しない。

5. 平成23年度 気象観測測定の結果

(1) 江別地域気象観測所（江別市江別太 551-3）

項目	平成23年									平成24年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月平均気温 (°C)	5.0	9.9	15.7	20.2	21.9	18.0	10.1	4.3	-4.9	-8.6	-7.4	-2.2
月平均風速 (m/s)	4.3	4.2	4.2	3.7	3.0	3.0	2.6	2.7	3.1	2.4	3.6	3.2

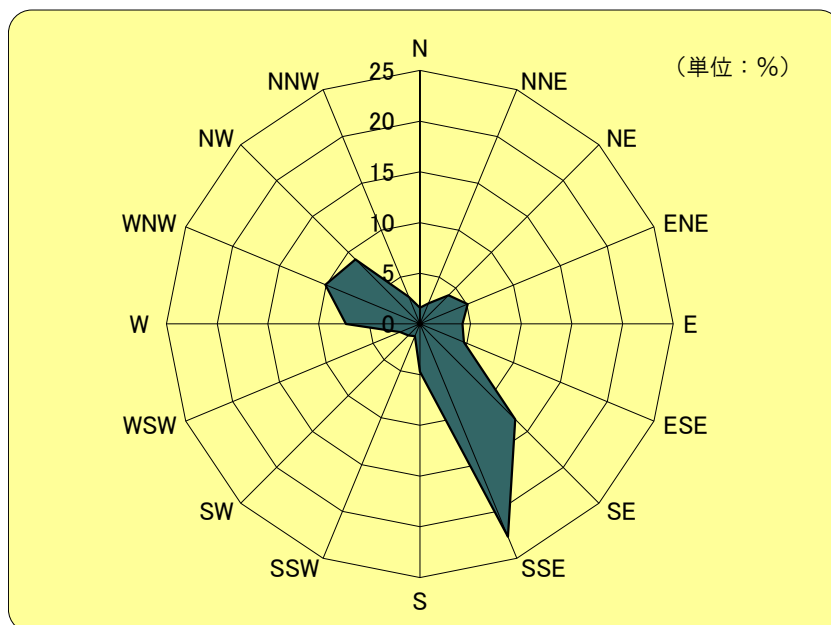
(2) 江別市消防本部（江別市野幌代々木町 80-8）

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月平均気温 (°C)	5.4	9.9	15.5	20.1	22.0	18.2	10.9	5.1	-3.3	-6.3	-5.9	-1.2
月平均風速 (m/s)	3.9	3.8	3.7	3.2	2.9	2.8	2.7	2.8	3.0	2.4	3.2	3.1

(3) 篠津大気汚染環境測定局（江別市篠津 805-3）

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月平均風速 (m/s)	4.2	4.1	3.7	3.2	2.8	2.8	2.5	2.9	3.3	2.8	3.5	3.1

(4) 篠津大気汚染環境測定局の風配図



- ①風配図（ふうはいず）は一定期間の風向の頻度を表した図です。
- ②年間を通して多かったのはSSE（南南東）の風で、22.7%の割合となっています。
- ③静穏（風速0.5m/s未満、無風状態）は3.1%で、図示されません。

環境基準について

環境基準は、環境基本法第 16 条に定められている「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。

汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものとして定められています。

環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないものとされています。

1. 大気汚染に係る環境基準

物質	短期的評価	長期的評価
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	日平均値の年間 2 % 除外値で評価する。 但し、2 日連続で日平均値が環境基準を超えた場合は環境基準未達成とする。 ※ 2 % 除外値：1 年間の 1 日平均値のうち高い方から 2 % の測定値を除外した後の最高値
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	日平均値の 98 % 値で評価する。 ※ 98 % 値：1 年間の 1 日平均値の低いほうから 98 % 目の平均値
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	

- 備考
- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
 - 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μ m 以下のものをいう。
 - 3 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回る事とならないよう努めるものとする。
 - 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

2. 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

- 備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

3. 水質汚濁に係る環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊 が認められない	2mg/ℓ以上	—

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(2) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下
砒素	0.01mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下
チウラム	0.006mg/ℓ 以下
シマジン	0.003mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下
セレン	0.01mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下
ほう素	1mg/ℓ 以下
1,4ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは測定した場合において、その結果が定量限界を下回ることをいう。

4. 騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

○道内における騒音に係る環境基準の区域の区分について

A区域 昭和63年北海道告示第315号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1

号の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）

B区域 指定地域のうち、第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く。）

C区域 指定地域のうち、第3種区域及び第4種区域

■騒音の環境基準の類型、当てはめ地域、一般地域と道路に面した地域、時間帯をまとめると以下の表となる。

地域 類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域	一般地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	一般地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	一般地域	60デシベル以下	50デシベル以下
		車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

自動車騒音の要請限度（時間の区分：昼間＝6時～22時、夜間＝22時～翌日の6時）

区域の区分	時間の区分	基準値	幹線交通を担う道路に近接する区域
A区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	昼間	65デシベル	昼間75デシベル 夜間70デシベル
	夜間	55デシベル	
A区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	昼間	70デシベル	
	夜間	65デシベル	
B区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC区域のうち車線を有する道路に面する区域	昼間	75デシベル	
	夜間	70デシベル	

(注) 1 要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。

2 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）

② 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

3 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

5. ダイオキシン類に係る環境基準

- (1) 環境基準は、下表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- (2) 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- (3) 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- (4) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- (5) 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

媒 体	環 境 基 準
大 気	0.6p g -TEQ/ m ³ 以下
水質（水底の底質を除く）	1p g -TEQ/l以下
水底の底質	150p g -TEQ/ g 以下
土 壌	1000p g -TEQ/ g 以下

- 備考
- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
 - 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
 - 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/ g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

6. 平成23年度 環境法令に基づく特定施設届出状況

(1) 特定施設届出件数

区 分	設 置	構造・数 変更	廃 止	氏名 変更	承 継	工 場		計
						設置	移転	
大気汚染防止法	14	2	3	4	2	-	-	25
水質汚濁防止法	0	0	9	4	1	-	-	14
騒音規制法	1	1	0	1	1	-	-	4
振動規制法	1	1	0	1	1	-	-	4
北海道公害防止条例	ばい煙	0	0	4	2	-	-	27
	粉じん	0	0					
	汚 水	0	0					
	騒 音	18	0					
	振 動	3	0					
悪 臭	0	0	0					
江別市公害防止条例	ばい煙	6	0	8	2	0	0	28
	粉じん	0	0					
	汚 水	0	0					
	騒 音	11	0					
	悪 臭	0	0					
計	54	4	14	22	9	0	0	102

(2) 特定施設設置事業場の推移

区 分		H18	H19	H20	H21	H22
大 気	大気汚染防止法	133	140	144	142	143
	北海道公害防止条例	31	31	33	34	34
	江別市公害防止条例	104	106	106	108	109
	事業場数（実数）	179	186	188	188	190
水 質	水質汚濁防止法	66	65	65	63	64
	江別市公害防止条例	27	27	26	25	24
	事業場数（実数）	87	86	86	85	85
騒 音	騒音規制法	65	66	64	67	70
	北海道公害防止条例	74	74	75	75	75
	江別市公害防止条例	154	156	155	162	162
	事業場数（実数）	203	205	205	211	214
振 動	振動規制法	25	26	26	26	30
	北海道公害防止条例	69	69	69	69	69
	事業場数（実数）	88	89	90	91	95
悪 臭	北海道公害防止条例	1	1	1	1	1
	江別市公害防止条例	79	79	79	80	81
	事業場数（実数）	79	79	79	79	80
総事業場数（実数）		350	357	359	362	370

環境関係用語解説

■公害防止

・公害

環境基本法では、公害とは「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む）に係る被害が生ずることをいう。」と定義しています。

最近では、環境全体の調和や秩序をみだすものとして「環境汚染」あるいは「環境破壊」という言葉と同じ意味で「公害」を幅広くとらえようとする傾向にあります。

・典型7公害

典型7公害とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭の7つの公害をいいます。

・都市・生活型公害

都市化の進展や生活様式の変化などによって発生する公害で、工場等が原因者となる従来型の産業公害とは異なります。

自動車の排出ガスによる大気汚染や騒音、生活排水による河川等の水質汚濁、近隣騒音などがあげられます。

・原因者負担の原則

PPPの原則と言われ、経済開発協力機構が1972年に採択した「公害防止費用は、公害発生の原因者が負担する。」という決議に基づき、公害対策の基本理念となっています。

・規制基準

事業活動及びその他の活動を行うものが遵守しなければならない許容限度のことで、ば

い煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭等の発生についてそれぞれ基準が設定されています。ボイラーや焼却炉などから発生するばい煙については排出基準、工場や事業場の排水については排水基準といいます。

・排出基準

大気汚染防止法で定められた排出基準は、個々の工場、事業場から排出される汚染物質の許容限度を定めたものです。水質汚濁防止法では排水基準、騒音防止法と悪臭防止法では規制基準と表現されます。

・上乘せ基準

ばい煙、又は排水の規制に関して、内閣府令で定める全国一律の排出基準が、その地域の自然的・社会的条件から判断して人の健康や生活環境保全が十分でないとき、その排出基準にかえて都道府県が条例で定めたより厳しい排出基準をいいます。

・総量規制

地域内の汚染物質の排出総量を許容量以下に抑えることによって、環境を良好な状況に維持しようとする規制方式です。

環境基準等の目標を維持達成するための条件とし、許容負荷量を定め、各事業場からの汚染物質の排出量がそれ以下になるよう規制することです。

・濃度規制

工場、事業場から排出されるばい煙等の中に含まれる汚染物質の割合を一定量以下に制限することです。

・特定施設、特定事業場

特定施設とは、水質汚濁防止法、騒音規制法及び振動規制法の規制対象となる施設であり、各法律の施行令で定められています。工

場、事業場に特定施設を設置する場合は、これらの法律に基づく届出が必要になり、規制基準の遵守の義務が課せられます。

なお、水質汚濁防止法に定める特定施設を設置している工場又は事業場のことを特定事業場といい、特定事業場から公共水域に排出される水に対しては排出基準が適用されます。

■大 気

・有害大気汚染物質

環境大気中から検出される物質で、低濃度ではあるが長期曝露によって健康への影響が懸念される物質をいいます。大気汚染防止法改正により、有害大気汚染物質として234物質がリストアップされています。そのうち22物質が「優先取り組み物質」と指定されています。とくにベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質は、「排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質」とする指定物質に指定、排出施設からの排出抑制基準や環境基準が設定されています。

・K値規制

硫黄酸化物の排出基準のことで、排出口の高さに応じて許容される排出量、K値(定数)を用いて算出します。K値は地域ごとに定められており、値が小さいほど厳しい基準です。江別市のK値は、17.5です。

・いおう酸化物(SO_x)

二酸化いおう(SO₂)、三酸化いおう(SO₃)など総称していおう酸化物といいます。いおう酸化物は、石炭、石油などの化石燃料中に含まれているいおう分が、燃焼の過程で酸素と化合して生成します。二酸化いおうは、亜硫酸ガスと呼ばれており、のどや肺を刺激し、呼吸器系に影響を及ぼすおそれがあるほか、大気中の水分に溶けて金属を腐食させたり、雨に溶けて酸性雨となり、森林や湖沼に悪影響をもたらす原因にもなっています。

・公害防止協定

地方公共団体・住民団体等が、公害を発生させるおそれのある事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴う公害を防止するために、事業者がとるべき措置を相互の合意形成により取り決めたものを公害防止協定といます。法律に基づく対策に加え当該地域社会の地理的、社会的状況に応じたきめの細かい公害対策に適しています。

いおう酸化物の主な発生源としては、工場やビルなどで使われているボイラーや焼却炉などがあります。

・窒素酸化物(NO_x)

一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)の総称のことです。窒素化合物は、高温燃焼過程において必然的に空気中の窒素と酸素が化合して生成するもので、このうち一酸化窒素は、空気中の酸素と結びついて徐々に二酸化窒素となります。また、一酸化窒素は、二酸化窒素に比べ、その毒性は弱いとされています。二酸化窒素は、呼吸機能の低下を引き起こすほか、雨に溶けると酸性雨の原因にもなります。

二酸化窒素の発生源としては、自動車、工場などのボイラー、焼却炉などがあります。

・光化学オキシダント

大気中で、工場や自動車などから排出された窒素酸化物や炭化水素などの大気汚染物質が太陽光の紫外線を受けて反応して発生する酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものをいい、目やのどなどの粘膜に影響を及ぼすおそれがあります。特殊な気象条件で発生するスモッグを光化学スモッグといいます。

・浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊している粒径が10マイクロメートル(10⁻⁶m)以下の粒子状の物質をいいます。浮遊粒子状物質には、土砂の巻き

上げなど自然現象によるもののほか、ボイラー、焼却炉などから発生するばいじん、粉じんや自動車の排出ガスに含まれるカーボン粒子などがあります。

人体に対する影響としては、気管や肺までに到達し、呼吸器系に影響を及ぼすおそれがあります。

・ 降下ばいじん

粒子状物質のうち、重力の作用により短時間のうちに降下したり、雨などによって沈降する比較的粒径の大きなものは、降下ばいじんと呼ばれています。その物質の量によっては、洗濯物が汚れたり、農作物に被害を与えることがあります。

・ ふっ化水素

ふっ素と水素の化合物で、化合力の強い物質であるため、植物に枯れる影響を及ぼすといわれています。主な発生源としては、アルミニウム精練工場、リン鉱石を原料とする肥料製造工場、れんが工場などがあります。

・ アルカリろ紙法

ふっ化水素を測定するための方法です。円筒にアルカリ性薬品を浸したろ紙を巻きつけ、円筒カバーに入れ、大気中に一定期間曝露(放置)し、ろ紙に反応して固定化したふっ化水素を測定します。

・ オゾン層

太陽からの紫外線が空気に照射されると、光化学反応が起こり、オゾンが生成します。大気中では、地表から約 10~50 km の高度に比較的オゾン濃度の高い領域が存在し、これをオゾン層とよびます。オゾンは紫外域の光を強く吸収するため、地上の動植物に有害な紫外線は地表へ到達しません。しかし、南極域においてオゾンの濃度が低下した結果、オゾンホールが観測されるなど深刻な状況にあります。

・ 酸性雨

石油など化石燃料の燃焼などに伴って硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中へ放出され、これらのガスが雲粒に取り込まれ複雑な化学反応を繰り返し、最終的に硫酸イオン、硝酸イオンなどに变化し、強い酸性を示す降雨または粒子状物質として降下する現象で、酸性の度合いとして pH (水素イオン濃度) 5.6 以下の雨をいいます。

・ 長期的評価と短期的評価

長期的評価とは、当該地域の大气汚染に対する施策の効果などを的確に判断するうえから、年間の測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことをいいます。二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は 2% 除外値(年間にわたる 1 日平均値の高い方から 2% を除外した数値)、二酸化窒素は 98% 値(低い方から 98% に相当する数値)で評価します。なお、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質に関しては、日平均値が基準を超過した日が 2 日以上連続した場合は 2% 除外値に関係なく未達成となります。

短期的評価とは、環境基準が 1 時間値、または 1 時間値の 1 日平均値について定められているので、連続して又は随時に行った測定結果により測定を行った日または時間についての評価を行います。

・ ppm(ピーピーエム)

parts per million の略称で、100 万分の 1 を意味します。例えば、空気 1m³ 中に 1 cm³ の物質が含まれている場合には、この物質の濃度を 1ppm といいます。

・ μ g(マイクログラム)、ng(ナノグラム)、pg(ピコグラム)

重量を表す単位のこと、1 μ g が 10⁻⁶ g (100 万分の 1 グラム)、1 ng が 10⁻⁹ g (10 億分の 1 グラム)、1 pg が 10⁻¹² g (1 兆分の 1 グラム) です。

■水 質

・水域類型

昭和46年12月28日環境庁告示によって定められた「水質汚濁に係る環境基準」のうち、生活環境の保全に関する環境基準については河川6類型、湖沼4類型、海域3類型に区分され、その各々に基準値が定められています。各公共用水域がどの類型に該当するかは、都道府県知事が指定することとされています。これが「類型指定」といわれるもので、この類型指定によって初めてその水域の環境基準が設定されることになります。

なお、人の健康の保護に関する環境基準(カドミウム、水銀等26物質)については、保護対策の重要性から全公共用水域の水質について一律のものとして定められています。

・生活環境項目

水質汚染に関する影響評価のうち、生活環境保全に関する項目をいいます。河川については、pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数の項目があります。

・健康項目

水質汚濁に関する環境基準のうち、人の健康の保護に関する項目をいいます。カドミウム、全シアン、トリクロロエチレンなど26項目が指定されており、これらの物質は毒性が強く、人の健康を阻害する物質です。

・要監視項目

直ちに環境基準項目とせず、全国の検出状況について集積が望ましいとされた項目で、現在27項目が選定されています。今後、検出状況などにより環境基準健康項目への移行が検討されています。

・DO(溶存酸素量;Dissolved Oxygen)

水に溶けている酸素の量のことです。通常、酸素の補給は藻類の光合成による炭酸同化作用や、大気からの溶け込みによるものがありますが、水中に有機物が増えると、微生物が

有機物を分解するために酸素が消費され、溶存酸素量が減少し、この数値が高いほど水質は良好とされ、汚染度の高い水中では消費される酸素量が多いので、溶存酸素量は減少します。20℃、1気圧の状態の純水のDOは約9mg/lです。

一般にきれいな川では、溶存酸素はほぼ飽和状態に達していますが、その量が一定以下になると魚類等の生息が制限され、さらに減少すると生息できなくなります。

・BOD(生物化学的酸素要求量;Biochemical Oxygen Demand)

河川等の汚れぐあいを示す数値。水の中に含まれる有機物は、好気性微生物の作用を受けて徐々に酸化、分解(水の自浄作用)されますが、この過程で微生物が消費する酸素の量のことをいいます。

BODは相対的に有機物の量を示すことになり、この数値が高くなると水中に溶けている酸素(溶存酸素)が減って、水中生物が死んでしまうなどの被害がでることもあり、さらにひどくなると、メタンガスが発生し、悪臭を放つようになります。

・COD(化学的酸素要求量;Chemical Oxygen Demand)

湖沼等の汚れぐあいを示す数値。水中の汚染物質が酸化剤(過マンガン酸カリウム)等によって酸化分解し、安定化されるときに必要な酸素の量のことをいいます。この数値が高いほど水が汚れているといえます。

・75%値

BOD、CODの環境基準の評価に用いる値で、測定値のn個の日平均値を小さいものから順に並べた0.75×n番目の値。(整数でない場合は切り上げ)

・SS(浮遊物質;Suspended Solid)

粒径2mm以下の水に溶けない水中に浮遊し

ている物質のことで、水の濁りの原因となります。SSが多くなると、魚類などの水中生物のえらに付着して窒息させたり、光の透過率が悪くなり、水生生物の成長を妨げます。また水底などに堆積したものが腐敗し、悪臭を放すこともあります。

なお、川の正常な機能を維持するために25mg/l以下が望ましいとされています。

・大腸菌群数

水質汚濁を示す指標の一つで、人間又は動物の排泄物による水の汚染を知るために使われます。大腸菌群の中には、水、土壌など自然界に分布する土壌性大腸菌と、人間や動物の腸内に生息しているふん便性大腸菌とがあります。それぞれ分離することが困難なため、一括して大腸菌群としています。

・MPN / 100ml

■騒音、振動、悪臭

・騒音

好ましくない音、不快な音のことで、①非常に大きな音、②不快な音、③音楽の鑑賞、音色の聴取を妨げる音、④作業、睡眠、勉強等を妨害する音、などをいいます。

・騒音レベル（音圧レベル）

騒音計による測定値を騒音レベルといいます。周波数特性によりA特性とC特性がありますが、聴覚に最もよく対応するといわれるA特性が用いられます。

単位はdB(A)＝デシベルエーで表します。

・中央値（ L_{50} ）

騒音の大きさを評価する量の一つで、ある時間内の騒音レベルを一定時間間隔で測定して大きい順に並べたとき、測定個数の50%（中央）に相当する騒音レベルをいいます。

・等価騒音レベル（ L_{eq} ）

騒音の評価量の一つで、変動する騒音レベル

大腸菌群数の単位であり、推計学的に作成された表により間接的に数値を求めるときに用いられます。

MPNはMost Probable Numberの略で、最確数（最も確からしい数）の意味です。

・全りん（T-P）

りんは家庭雑排水や工場排水などに多く含まれ、これらが川や湖に流れこむと水の富栄養化を招き、プランクトンや水中生物が異常増殖し、溶存酸素の不足などの水質悪化につながります。

・アンモニア性窒素（ NH_4^+-N ）

アンモニウム塩の量を、その塩に含まれている窒素の量で表したものです。水が有機性窒素で汚染された場合、次第に分解してまずアンモニアを生成することから、水の汚染度を示す指標の一つに使われます。

騒音の程度	騒音レベル	騒音の程度例
会話不可能	120dB(A)	飛行機エンジン音(飛行機の間近)
	110dB(A)	自動車の警笛(前2m)
	100dB(A)	電車通過時のガード下
	90dB(A)	大声による独唱
会話困難	80dB(A)	地下鉄の車内、電車の車内
会話少し大声が必要	70dB(A)	電話のベル、騒々しい事務所の中
楽に会話がで きる	60dB(A)	静かな乗用車の車中、普通の会話
	50dB(A)	静かな事務所
	40dB(A)	一般住宅地、市内の深夜、図書館
	30dB(A)	郊外の深夜、ささやき声
	20dB(A)	木の葉のすれ合う音

のエネルギー的平均値です。平成11年4月から、中央値に代わり、環境基準の新評価の手

法として採用されました。A特性を通したレベルを用いた場合はLAeq qとも表記します。

・振動レベル

人間の振動感覚に似せた振動計の回路を使って測った値を振動レベルといい、単位はdB（デシベル）で表します。地震の震度1は55～65 dB、震度2は65～75 dB、震度3は75～85 dB、震度4は85～95 dBくらいとなります。

・要請限度

騒音規制法や振動規制法に基づき定められた自動車騒音や道路交通振動の限度を要請限度といいます。市町村長は、この限度を超え

■自然環境

・環境緑地保護地区

北海道自然環境等保全条例第22条に基づき、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区として知事から指定された地区のことをいいます。

・鳥獣保護区

「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の保護増殖を図るため、鳥獣の捕獲を原則的に禁止している区域をいいます。

■地球環境など

・環境と開発に関する国際会議（地球サミット）

1992年6月3日から14日まで、ブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連人間環境会議。100カ国以上の政府首脳が一同に会し、地球環境問題を取り巻く現状とこれまでの歴史的経過を踏まえて、「持続可能な開発」をキーワードに、これを実現するための基本原則である「環境と開発に関するリオ宣言」と、同宣言を踏まえた具体的な行動計画として「アジェンダ21」（持続可能な開発のための人類の行動計画）が採択されました。また、

て自動車騒音・振動により道路周辺の生活環境が著しくそこなわれると認められ場合には、都道府県公安委員会又は道路管理者に対し、交通規制や道路整備の措置をとるよう要請することができるかとされています。

・悪臭

悪臭とは、好ましくない臭い、不快な臭い。このこと悪臭防止法では「不快なにおいの原因となり生活環境をそこなうおそれのある物質」とされ、現在、政令で22物質が指定されています。悪臭の規制基準区域の区分ごとに、悪臭物質の大気中の濃度の許容限度として、規制基準が設定されています。江別市はA区域に指定されています。

・生物多様性

たくさんの種類の生き物と、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、数え切れないほどの生物種がそれぞれの環境に応じた相互の関係を築きながら多様な生態系を形成する、この多様な生物の世界を総称して「生物多様性」といいます。

「森林原則声明」の採択や「気候変動枠組条約」及び「生物多様性条約」への署名等も行なわれ、21世紀に向けての地球環境を保全するための対策の枠組み形成と新たな国際的合意が得られました。

・京都議定書

1997年12月に「気候変動枠組条約第三回締約国会議（COP3）」が京都で開催され、先進国の温室効果ガス削減目標が明確にされました。

議定書は、2005年2月に発効し、日本の温室効果ガス排出量は第一約束期間（2008年か

ら2012年の5年間に、1990年に比べて「6%」削減することが義務付けられています。

なお、2013年から始まる第二約束期間において、日本は不参加を表明しています。

・チャレンジ25キャンペーン

2009年9月に、当時の鳩山首相がニューヨークの国連気候変動サミットにおいて、日本の温室効果ガス排出量を2020年までに1990年に比べて「25%」削減するという目標を表明しました。これを受け、政府では地球温暖化防止に関する国民運動を、「チーム・マイナス6%」から25%削減を掲げる「チャレンジ25キャンペーン」に移行し、より積極的な温暖化防止運動を推進していましたが、原子力発電所の相次ぐ停止などにより、25%の削減は事実上困難とされています。

・再生可能エネルギー

太陽光や風力、水力、バイオマスなど、一度利用しても再生可能なエネルギー資源のこと。反対に、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料は、枯渇性エネルギー資源と呼ばれています。

再生可能エネルギーによる発電は、温室効果ガスの発生をほとんど伴わないため、地球温暖化対策に効果的な手法とされています。

・太陽光発電システム

無尽蔵に降り注ぐ太陽の光を、電力に変換するシステムのこと。家庭用のシステムには、太陽光モジュール（パネル）のほか、直流から交流に変換するパワーコンディショナーや売上電力メーターなどがあります。

3~4kW程度の太陽光発電モジュールで、一般的な戸建て住宅の電気使用量を賄えると言われており、国によるシステム設置時の補助金支給や、電力会社による余剰電力の固定価格買取制度が実施されています。

北国では冬季の積雪により、発電効率が低くなるとされてきましたが、壁面設置型パネルや傾斜角変更架台の開発も進んできており、

北国でも太陽光発電システムを設置する住宅が増えてきています。

江別市においても、積雪の影響を受けないシステムの開発・実証を実施しています。

・コージェネレーションシステム

1つの燃料源から2つ以上のエネルギーを同時に得る方法で、一般的には、火力発電の際に発生した排熱を利用して、給湯・暖房などを行うシステムのことをいいます。

江別市では、環境クリーンセンター（廃棄物溶融）、浄化センター（消化ガス）でコージェネレーションによる発電を行っています。

・環境監査

環境管理の取り組み状況について、客観的な立場からあらかじめ決められた目標との差異や進捗状況についてチェックを行うことをいいます。

・環境マネジメントシステム

企業や自治体などの組織が、経営方針の中に環境方針を採り入れ、その方針に基づいて実行計画を立て、自らの組織活動、製品又はサービスに伴い発生する環境負荷や環境リスクなどを低減・予防するため、環境に配慮した行動を組織的に取組むための経営管理（マネジメント）システムです。

・ISO（アイ・エス・オー）

国際標準化機構のこと。ISOの規格は法律ではなく、民間の任意規格です。最近では事実上の統一規格となっており、とくに欧米諸国では、輸入品に対してISO規格を求めることが多くなっています。

ISO14000Sは、環境保全に関する一連の国際規格の総称で、14000番台の番号が付けられていることから、ISO14000S（シリーズ）と呼ばれています。このうち最も重要なのが環境マネジメントシステムの規格について定めたISO14001で1996年に発行されました。

えべつの環境 2012

平成 24 年度

発行年／2013年(平成 25 年) 3月

発 行／江 別 市

編 集／江別市生活環境部環境室環境課

〒067-0051 北海道江別市工栄町 14-3

電 話： 011-381-1019 (直通)

Eメール：kankyo@ctiy.ebetsu.lg.jp